

官報号外 昭和五十二年五月二十五日

○第八回 参議院会議録第十五号

昭和五十二年五月二十五日(水曜日)
午前十時十二分開議

○議事日程 第十五回

昭和五十二年五月二十五日

午前十時開議

第一 昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、
昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和
四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、
昭和四十八年度政府関係機関決算書

第一 昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、
昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和
四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、
昭和四十八年度政府関係機関決算書

第一 昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各所管使用調書(その2)(衆議院
送付)

第一 昭和五十年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各所管使用調書(その2)(衆議院
送付)

第九 昭和五十一年度特別会計予備費使用総調
書及び各省各所管使用調書(その1)(衆議
院送付)

第一〇 昭和五十一年度特別会計予算総則第十
一条に基づく経費増額総調書及び各省各所
管経費増額総調書(その1)(衆議院送付)

第一一 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行
為総調書(その2)(衆議院送付)

第一二 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行
為総調書(その1)

第一三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第一四 昭和四十四年度以後における私立学校
教職員共済組合からの年金の額の改定に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第一五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第一六 簡易生命保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第一八 水道法の一部を改正する法律案(衆議
院提出)

第一九 農業者年金基金法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 昭和四十四年度以後における農林漁業
政策(内閣提出、衆議院送付)

団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二一 海上衝突予防法案(内閣提出、衆議院
送付)

第二二 昭和五十一年度の公債の発行の特例に
関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 航空運送貨物の税関手続の特例等に關
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二四 國際開発協会への加盟に伴う措置に關
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介
一、國家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
この際 新たに議席に着かれた議員を御紹
介いたします。

議席第十一番 地方選出議員 新潟県選出 長
谷川信君。

(長谷川信君起立、拍手)

○議長(河野謙三君) 議長は、本院規則第三十条
により、長谷川信君を社会労働委員に指名いたし
ます。

資長君を、社会保険審査会委員に竹下精紀君を、
運輸審議会委員に内藤良平君を、

任命することについてお諮りいたします。
運輸審議会委員に内藤良平君を、

任命することについて、本院の同意を求めてま
りました。

まず、科学技術会議議員のうち藤井隆君の任命

について採決をいたしました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よ
り、これに同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、社会保険審査会委員、
運輸審議会委員及び科学技術会議議員のうち村井
資長君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ
つて、全会一致をもっていざれも同意することに決
しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 昭和四十八年度
一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計
歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資
金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書
在額統計算書

日程第三 昭和四十八年度国有財産無償貸付状
況統計算書

日程第四 昭和五十一年度一般会計予備費使用総
調書及び各省各所管使用調書(その2)(衆議院
送付)

日程第五 昭和五十一年度特別会計予備費使用総
調書及び各省各所管使用調書(その2)(衆議院
送付)

日程第六 昭和五十一年度特別会計予算総則第十
一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管經
費増額調書(その2)(衆議院送付)

日程第七 昭和五十一年度一般会計公共事業等

予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書（その一）（衆議院送付）

日程第八 昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書（その一）（衆議院送付）

日程第九 昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書（その一）（衆議院送付）

日程第十 昭和五十一年度特別会計予備費使用総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書（その一）（衆議院送付）

日程第一一 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その二）

日程第一二 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その一）

以上十二件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長 鈴木 木力君。

日程第一三 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その二）

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書

右は多數をもつて別紙の通り議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年五月二十日

決算委員長 鈴木 力

（別紙）

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次の通り警告する。

（1）自然公園及びその周辺地域のうちには、砂利採取、採石等についての規制、管理が十分に徹底されていないものもあるて、自然環境の破壊、治山治水効果の減退等の事態が、未だに是正されていない事例が見受けられ、そ

けられる。

政府は、環境行政の積極的推進を図るため、環境庁をはじめ、関係行政機関及び地方公共団体が、今後とも協議を尽くし、協力して、この種地域の乱開発の防止、環境の保全に遺漏のないよう努めるべきである。

（2）私立医科歯科系大学等に対する経常費補助は、年々増額されているにもかかわらず、入学に際し、相当額の寄付金が納入されている事例が見受けられ、この対応策としてとられている文部省の通達その他の措置では、未だ改善の効果が、十分とは認め難い。

政府は、入学の公正を期するとともに、経営の健全化を図るため、私立医科歯科系大学の自主的な努力を促すとともに、すみやかに、適切な措置を講すべきである。

なお、政府は、入学時における学生納付金の前納制については、私立大学等に対して、受験生の負担を軽減するための取扱いを、一層普及させるよう、指導すべきである。

（3）救急医療については、国、地方公共団体、民間の各医療機関の受け入れ体制が必ずしも万全でないため、患者の輸送など、応急処置が適切を欠き、そのため、生命の危険を招来する事例も生じているのは遺憾である。

政府は、救急医療体制の充実強化のため、一層、各医療機関の整備及び情報網の整備を推進するほか、効果的に、これらの協力体制が確保されるよう、特段の措置を講すべきである。

（4）わが国の自主開発原油の安定確保を目的として、設立された石油開発会社であつて、石油開発会社から出資を受けた会社うち、鉱区の返還を行うなど、いわゆる休眠状態になつている事例が見受けられ、そ

のため、数年にわたつて、同公団の投融資資産の一部が、経理上、不良資産化しているのは看過できない。

政府は、不良資産とみられるものの整理を行つたため、このような休眠会社の解散、清算等を促進するよう、同公団の指導に努めるべきである。

（5）日本住宅公団が、供給する住宅のうちに、は、周辺の関連公共施設の未整備のほか、地方公共団体、または地元住民との協議の未調整などのため、工事の立遅れ、あるいは入居不能のまま、推移しているなどの事例が数多くあり、また、入居後の住宅にも、施工上の不備に基づく欠陥問題が発生したこととは看過できない。

政府は、同公団が、低廉、かつ、利便な住宅を供給するため、用地の購入、造成には慎重を期し、とくに、現在未使用用地については、関係者との調整を早急に図るとともに、住宅の工事管理については、今後とも十分徹底して行うことにより、入居者に不安を与えないよう配慮し、再びこのような事態が発生することのないよう、同公団に対する指導を強化すべきである。

（6）国及び公共企業体の発注する工事のうちには、請負の責任関係が明確でないため、元請負人から下請負人へ支払われるべき代金の額が、通常の商慣習を下回つて見積られ、あるいは代金支払が遅延する等、妥当でない条件で取引されていると疑われる事例が見受けられ、また、土木、建築、鉄道工事における労災事故についての補償措置が、必ずしも適正でない事例が見受けられる。

政府及び公共企業体は、発注者としての責任を再確認するとともに、政府は、これら請負関係の適正化を図るため、その実情を把握し、下請負人または建設労働者の不

利益にならないよう、指導監督に努めるべきである。

（一）委員会の決定の理由
要領書

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次の通りである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額 一六、七六一、九七七百万円余

歳出決算額 一四、七七八、三〇一百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額 二七、一三〇、七八二百万円余

歳出決算額 一三、六〇〇、二一四百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

支払 収入 収納済額

歳入組入額 一二二一、九七四百万円余

支払命令済額 一二一、九七八、六三三百万円余

支出決算額 九、四二四、八九六百万円余

政府関係機関決算書

支払 収入 収納済額

歳入組入額 一二三、三四八、七九七百万円余

支払命令済額 一二一、九七八、六三三百万円余

支出決算額 九、四二四、八九六百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討をするものがなかつたかどうかという観点につつて、慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき項目につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算
一、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和四十八年度国税収納金整理資金受払
計算書
一、昭和四十八年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。

昭和四十九年十二月二十七日
内閣総理大臣 三木 武夫
審査報告書

昭和四十八年度国有財産増減及び現在額統計
算書
右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十日
決算委員長 鈴木 力
内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十八年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、五百六十八億二千三百万円余
減少額は五百十四億九千六百万円余、差引純増額は五十三億二千七百万円余である。
これを前年度末現在額一千八百十九億四千一百万円余に加算すると、本年度末現在額は一千八百七十二億六千九百万円余である。
本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十年一月二十一日
内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十八年度中の一般会計及び特別会計あわせての国有財産の増加額は、三兆三千三百五十八億四千七百万円余、減少額は、三千六百四億二千六百万円余、差引純増額は、二兆九千七百五十四億二千百万円余である。
これを前年度末現在額十兆七千八百九十三億四千五百万円余に加算すると、本年度末現在額は十三兆七千六百四十七億六千六百万円余である。本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和四十八年度国有財産増減及び現在額統計書並びに昭和四十八年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。(別冊は省略する)

昭和五十年一月二十一日
内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、昭和五十一年一月二十日から同年三月三十日までの間ににおいて使用した金額は一千五百七十九億七千八百万円余である。

(一) 昭和五十一年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、昭和五十一年一月二十日から同年三月三十日までの間ににおいて使用した金額は一千五百七十九億七千八百万円余である。

(二) 昭和五十一年度特別会計予備費の予算額は、二兆六百八十二億百万円余であつて、このうち、昭和五十一年一月二十三日から同年三月三十日までの間ににおいて使用した金額は一千五百七十四億二千四百万円余である。

(三) 昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十一年一月二十三日から同年三月三十日までの間ににおいて経費の増額をした金額は一千九百十九億四千九百万円余である。

昭和五十年一月二十一日
内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和五十一年度特別会計予備費の予算額は、二兆三千二百四十五億四千百万円余であつて、このうち、昭和五十一年十一月十九日から同年十二月十七日までの間ににおいて使用した金額は一千七百四十五億九千四百万円余である。本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

一、昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)
昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)
昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所管経費増額調書(その2)
昭和五十一年度一般会計予備費の予算額は、一千五百五十億円であつて、このうち、昭和五十一年五月十四日から同年十二月十七日までの間に使用した金額は一千二百四十二億九千万円余である。

昭和五十一年度一般会計予備費の予算額は、一千五百五十億円であつて、このうち、昭和五十一年五月十四日から同年十二月十七日までの間に使用した金額は百八十五億四千三百万円余である。

内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿
決算委員長 鈴木 力
内閣総理大臣 三木 武夫
參議院議長 河野 謙三殿

要領書

以上六件について審査した結果、いずれも適當な支出であると認める。

昭和五十一年五月二十五日 参議院会議録第十五号

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資金受取計算書

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

一、昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用總調書及び各省各厅所管使用調書(その1)
二、昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)
三、昭和五十一年度特別会計予備費使用總調書
及び各省各厅所管使用調書(その1)
四、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額總調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)
五、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額總調書(その2)

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十九日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 保利 茂

審査報告書

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計國庫債務負担行為總調書(その1)

右は全会一致をもつて異議がないと議決した。
昭和五十二年五月二十日

決算委員長 鈴木 力

要領書

一、委員会の決定の理由

(1) 昭和五十一年度一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は八百億円である。このうち昭和五十年発生の災害復旧事業費補助のため、昭和五十一年二月二十七日に決定した国債の債務負担行為の総額は二百七十九億二千五百万円

余である。

(2) 昭和五十一年度一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は八百億円である。このうち昭和五十一年発生の災害復旧事業のため、昭和五十一年十一月十九日に決定した国債債務負担行為の総額は八百億円である。このうち昭和五十一年発生の災害復旧事業のため、昭和五十一年十一月十九日に決定した国債債務負担行為の総額は八百億円である。

以上二件について慎重に審査した結果、いずれも異議がなかつた。

は、国会の議決した予算が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、広く、政治的、国民的視野からの実績批判を行い、その結果が当然将来的予算策定に反映されるべきであるとの観点に立つて審査を行つてきたのであります。

この間、委員会を開くこと二十二回、別に述べるような警告内容のほか、税制改正、金融措置、国有財産等の運用、国鉄財政再建、空港の管理、雇用・労働対策、沖縄県開発と基地の取り扱い、賠償及び経済協力、多目的ダムの費用負担、菜富汚染処理、福祉充実、その他いわゆるロッキード事件に絡む諸問題、信濃川河川敷の処理等、数々の重要な問題について熱心な論議が重ねられました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

五月二十日、質疑を終了し、まず、決算外二件について討論に入りました。その議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する六項目の警告であります。討論におきましては、日本社会党を代表して小山委員、公明党を代表して矢原委員、日本共産党を代表して小笠原委員、民社党を代表して田淵委員より、それぞれ、本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、また、自由民主党を代表して望月委員より、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終り、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもつて是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 自然公園及びその周辺地域のうちには、砂利採取、採石等についての規制、管理が十分に徹底されていないこともあります。

政府は、環境行政の積極的推進を図るために、このように休眠会社の解散、清算を行つたため、このような休眠会社の解散、清算を

環境庁をはじめ、関係行政機関及び地方公共団体が、今後とも協議を尽くし、協力して、この種地域の乱開発の防止、環境の保全に遺漏のないよう努めるべきである。

(2) 私立医科歯科系大学等に対する経常費補助は、年々増額されているにもかかわらず、入学に際し、相当額の寄付金が納入されている事例が見受けられ、この対応策としてとられている文部省の通達その他の措置では、未だ改善の効果が、十分とは認め難い。

政府は、入学の公正を期すとともに、経営の健全化を図るため、私立医科歯科系大学の自主的な努力を促すとともに、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

なお、政府は、入学時における学生納付金の前納制については、私立大学等に対し、受験生の負担を軽減するための取扱いを、一層普及させるよう、指導すべきである。

(3) 救急医療については、国、地方公共団体、民間の各医療機関の受け入れ体制が、必ずしも万全でないため、患者の輸送など、応急処置が適切を欠き、そのため、生命の危険を招来する事例も生じているのは遺憾である。

政府は、救急医療体制の充実強化のため、民間の各医療機関の受け入れ体制が、必ずしも万全でないため、患者の輸送など、応急処置が適切を欠き、そのため、生命の危険を招来する事例も生じているのは遺憾である。

政府は、救急医療体制の充実強化のため、民間の各医療機関の受け入れ体制が、必ずしも万全でないため、患者の輸送など、応急処置が適切を欠き、そのため、生命の危険を招来する事例も生じているのは遺憾である。

政府は、救急医療体制の充実強化のため、民間の各医療機関の受け入れ体制が、必ずしも万全でないため、患者の輸送など、応急処置が適切を欠き、そのため、生命の危険を招來する事例も生じているのは遺憾である。

四九八

昭和五十二年五月二十五日 参議院会議録第十五号

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度國稅取扱金整理資金払込計算書、昭和四十八年度政府開採機関決算書外一件 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

五〇〇

佐々木靜子君	鈴木 力君	田中寿美子君	木島 則夫君
竹田 現照君	竹田 四郎君	青島 幸男君	和田 春生君
対馬 孝且君	寺田 熊雄君	下村 泰君	木島 哲也君
野口 忠夫君	野口 忠夫君	野末 陳平君	市川 房枝君
野々山一三君	秦 豊君	浜本 万三君	前川 旦君
福間 知之君	松水 忠二君	松木 英一君	森下 昭司君
内田 善利君	上林繁次郎君	安永 英雄君	矢田部 理君
塩出 啓典君	吉田忠三郎君	和田 静夫君	吉田忠三郎君
鈴木 一弘君	阿部 審一君	相沢 武彦君	太田 淳夫君
二宮 文造君	桑名 義治君	白木義一郎君	太田 淳夫君
矢原 秀男君	藤原 房雄君	多田 省吾君	太田 淳夫君
岩間 正男君	峯山 昭範君	山田 徹一君	太田 淳夫君
小笠原貞子君	上田耕一郎君	神谷信之助君	太田 淳夫君
河田 賢治君	須藤 五郎君	須藤 五郎君	太田 淳夫君
塩田 大願君	立木 立木	立木 立木	太田 淳夫君
野坂 參三君	橋本 敦君	内藤 内藤	太田 淳夫君
安武 洋子君	山中 郁子君	山中 郁子君	太田 淳夫君
渡辺 武君	柄谷 道一君	柄谷 道一君	太田 淳夫君

○議長(河野謙三君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河野謙三君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河野謙三君) 次に、日程第九の予備費使用総調書等について採決をいたします。	○議長(河野謙三君) 次に、委員長報告のとおり異議がないと決しました。
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に對し警告することに決しました。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に對し警告することに決しました。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、六件は承諾することに決しました。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、六件は承諾することに決しました。
本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。	本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。	本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。	本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。
○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十八年度国有財産増減及び現在額総計算書について採決いたしました。	○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十八年度国有財産増減及び現在額総計算書について採決いたしました。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は承認することに決しました。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は承認することに決しました。
本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。	本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は承認することに決しました。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は承認することに決しました。
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 次に、日程第一及び日程第二の国庫債務負担行為総調書二件について採決をいたします。	○議長(河野謙三君) 次に、日程第一及び日程第二の国庫債務負担行為総調書二件について採決をいたします。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、二件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。
両件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。	両件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、日程第四ないし第八及び日程第一〇の予備費使用総調書等六件について採決いたします。	○議長(河野謙三君) 次に、日程第四ないし第八及び日程第一〇の予備費使用総調書等六件について採決いたします。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めました。	○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、二件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めました。
○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十八年度国有財産無償貸付状況総計算書について採決いたしました。	○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十八年度国有財産無償貸付状況総計算書について採決いたしました。	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
よつて国会法第八十三条规定により送付する。	よつて国会法第八十三条规定により送付する。	正に関する特別委員会理事小林国司君。	正に関する特別委員会理事小林国司君。
昭和五十二年四月二十一日	昭和五十二年四月二十一日	衆議院議長 保利 茂	衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿	参議院議長 河野 謙三殿		

昭和五十二年五月二十五日 参議院会議録第十五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

五〇一

		第五条第一項の表を次のように改める。			
		開票区の選挙人數			
		区市町村			
千人未満		区		市	
開票区の選挙人數		市		町	
区市町村		町		村	
千人未満	区	市	町	村	
五千人未満	五七、八七〇円	五七、八七〇円	五七、八七〇円	五七、八七〇円	一、九七〇、一、三三〇
一万五千人未満	四八二、二五三	三九〇、二三七	三三九、九七五	二九六、八九四	一四二、〇九九、八四、八四七
二万五千人未満	四五九、八九三	三七五、五七七	三一八、〇一五	二八八、五七四	一四〇、五三九、九九、〇二一
三万人以上	三四、六〇八円	三二〇、三五九	二五九、二三九	二二七、二〇三	一五四、〇二一、一九五、九七五
二万五千人未満	二、四五〇	三、五七〇	六一、三六五	六八、七五九	一、六五〇
二万五千人未満	二、四五〇	三、二五〇	六一、三六五	六八、七五九	一、六五〇
一万五千人未満	一、九七〇	一、九七〇	六一、三六五	六八、七五九	一、六五〇
五千人未満	一千人未満	一千人未満	一千人未満	一千人未満	一千人未満

選挙人の数 千人未満		選挙人の数 千人以上	
選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数
衆議院議員選挙	一〇八、三七〇円	二、五七、九三〇円	三、六〇、三九〇円
参議院議員選挙	一一、六七〇円	二、九〇、三九〇円	三、六六、四五〇円
選挙	一一、六九、六七〇円	二、九一、〇六〇円	三、七六、八五〇円
衆議院議員選挙	一一、六九、六七〇円	二、九一、〇六〇円	三、九五、四〇〇円
参議院議員選挙	一一、六九、六七〇円	二、九一、〇六〇円	四、五六、四〇〇円
選挙	一一、六九、六七〇円	二、九一、〇六〇円	五、九五、四〇〇円

選挙人の数 三千人未満		選挙人の数 三千人以上	
選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数
衆議院議員選挙	一、二五、九三〇円	一、五五、三〇〇円	一、五五、三〇〇円
参議院議員選挙	一、二九、〇九〇円	一、四二、一〇〇円	一、四二、一〇〇円
選挙	一、二九、〇九〇円	一、四二、一〇〇円	一、四四、六三〇円
衆議院議員選挙	一、二九、〇九〇円	一、四二、一〇〇円	一、四五、九三〇円
参議院議員選挙	一、二九、〇九〇円	一、四二、一〇〇円	一、四五、九三〇円
選挙	一、二九、〇九〇円	一、四二、一〇〇円	一、五〇、一七〇円

選挙人の数 五千人未満		選挙人の数 五千人以上	
選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数
衆議院議員選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	三、六七、七七〇円
参議院議員選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	三、六七、七七〇円
選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	三、一〇、五九〇円
衆議院議員選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	一、三四、〇九〇円
参議院議員選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	一、四一、三〇九円
選挙	二、三九、一三〇円	三、六七、七七〇円	上十五万人以

選挙人の数 十万人未満		選挙人の数 十万人以上	
選挙	選挙人の数	選挙	選挙人の数
衆議院議員選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	四、五七、八七〇円
参議院議員選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	四、五七、八七〇円
選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	四、六六、六七〇円
衆議院議員選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	四、六六、六七〇円
参議院議員選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	四、六六、六七〇円
選挙	三、六七、七七〇円	四、五七、八七〇円	九五〇、五一二円

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

認定出先機関

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

四大都市

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

五大区

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

六市

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

七町村

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

八区

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

九区

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

十大都市

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

十一区

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

第十三条第二項各号を次のように改める。

一都道府県

ようたに改める。

選挙人の数	千人未満	二千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上	三万人以上	四万人以上	五万人以上	六万人以上
選挙の数	八、四〇円	八、四〇円	三七、四〇円	三七、七九円	三七、七九円	三七、七九円	三七、七九円	三七、七九円	三七、七九円	三七、七九円
選挙人の数	五百万人未満	五百五十万人未満	五百五十五万人未満	五百六十万人未満	五百七十万人未満	五百八十五万人未満	五百九十五万人未満	五百九十九万人未満	五百九十九万九千人未満	五百九十九万九千一百人未満
選挙の数	五、七九円	五、七九円	一四六、二三	一四六、二三	二七、一七円	二七、一七円	四七、七五	四七、七五	五三、七九円	五三、七九円

第十三条第三項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五百万人未満	五百五十万人未満	五百五十五万人未満	五百六十万人未満	五百七十万人未満	五百八十五万人未満	五百九十五万人未満	五百九十九万人未満	五百九十九万九千人未満	五百九十九万九千一百人未満
選挙の数	五、七九円	五、七九円	一四六、二三	一四六、二三	二七、一七円	二七、一七円	四七、七五	四七、七五	五三、七九円	五三、七九円
選挙人の数	二百五十万人以上未満	二百五十万人以上未満	二百五十万人以上未満	二百五十万人以上未満	二百五十万人以上未満	三百五十万人以上未満	三百五十万人以上未満	三百五十万人以上未満	三百五十万人以上未満	三百五十万人以上未満
選挙の数	一四九、五五円	一四九、五五円								

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

六 市

七 町村

選挙人の数	三千人未満	三万人未満	三万人以上未満	五万人未満	十五万人未満	十五万人以上未満	十五万人以上未満	二万人以上未満	二万人以上未満	二万人以上未満
選挙の数	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
選挙人の数	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満
選挙の数	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円	五、八六円
選挙人の数	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満	二千人以上未満
選挙の数	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円	二、六三円

第十三条第四項中「九千円」を「一万二三百円」と、「四千五百円」を「五千百円」に改め、同項の表を次の

地域	都道府県市町村等	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
五級地	道の区域	三〇、六〇〇	二〇、四〇〇	一七、八五〇	一六、五八〇	一五、三〇〇	一〇、二〇〇	八、二九〇	八、九二五	六、三七五
8	市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として選挙人の数に応じて自治大臣が定める額を加算する。	第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「四十三万一千九百七十一円」を「七十二万四千五百五十五円」に、「四十三万四千百四十七円」を「七十二万四千九百十三円」に改め、同条第三項中「二八一、七六三」を「四四七、七六二」に、「一七一、三四二」を「二七一、二八八」に、「二八一、八八四」を「四五一、四五〇」に、「一七一、四一大」を「二七四、五三〇」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第十七条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「四十三万一千九百七十一円」を「七十二万四千五百五十五円」に、「四十三万四千百四十七円」を「七十二万四千九百十三円」に改め、同条第三項中「二八一、七六三」を「四四七、七六二」に、「一七一、三四二」を「二七一、二八八」に、「二八一、八八四」を「四五一、四五〇」に、「一七一、四一大」を「二七四、五三〇」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。	第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。
1	この法律は、公布の日から施行する。	附則	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

「小林国司君登壇、拍手」

靖正雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○小林国司君　ただいま議題となりました国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動並びに選挙事務の実情等にかんがみ、国會議員の選挙等の執行について固が負担する経費で、都道府県及び市町村に交付するものの基準を実情に即するよう改めるため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君)　総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君)　日程第一四　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長宮

六七を乗じて得た金額に二千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金　控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年のうちに達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 遺族年金　控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百

分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受けられる者が七十歳」とあるのは、受ける者が七十歳又は八十歳」とあるのは、「第一

九第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項

いて、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額(第五条の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)以下この項において同じ)よりも少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

第二条の八第二項中「法律第百四号」の下に「(昭和五十二年四月十四日)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

〔昭和五十二年四月十四日〕
第二条の八第二項中「法律第百四号」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

6 前各項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額(第五条の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)以下この項において同じ)よりも少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

第二条の八第二項中「法律第百四号」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

〔昭和五十二年四月十四日〕
第二条の九 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十二年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準

額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定期的改定する。

第二条の九 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十二年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準

額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定期的改定する。

2 昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭

和五十二年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準

給与の仮定年額とみなし、法、法律第百四十号又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭

和五十二年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準

給与の仮定年額に一・〇六七を乗じて得た金額を平均標準給

与の年額又は法律第二百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第二百四十号又は法律第二百四号の規定を適用して算定した額に改定する。第三条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の九 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十一の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が五十八万九千円に満たないものについては、その改定額を五十八万九千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が五十八万九千円に満たないものを受けた者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を五十八万九千円に改定する。

第四条の六第一項中「この項において」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十二年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の七 昭和五十二年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の九又は第二条の九の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条(同条を準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その額

からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の者若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十九万四千五百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の者若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十二万九百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金

四万七千三百円

二 麻痺年金 次のイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で麻痺年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十九万五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金

四万七千三百円

三 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

四 前項の組合員に係る退職年金でその額が同条第三項中「七十歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

五 第四条の二第三項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第三項中「七十歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

三 昭和五十二年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

四 六十五歳以上の者で麻痺年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で麻痺年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で麻痺年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)

五 第五条中「第一項の八又は前条第一項第三号」を「昭和五十一年度以後における旧法の規定による遺族年金の額の改定又は遺族年金の額の最低保障に関するこの法律」に改める。

第六条第二項第二号中「国家公務員共済組合

法」を「昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十二号)による改正前の国家公務員共済組合法(以下「昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法」という。)に改める。

第六条の二第二項第二号及び第六条の二第二項第二号中「準用する」の下に「昭和五十一年改正前の」を加える。

第六条の四の次に次の二条を加える。

一 六十五歳以上の者及び遺族である子を有す

(昭和五十二年度における通算退職年金及び

通算遺族年金の額の改定)

第六条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十九万六千円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(前条第一項第二号又は第三項第一号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に一千三百円を十二で除して得た金額に一千の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定を受けた年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の五第一項第二号」とあるのは「第六条の五第三項第二号」と、「第六条の五第一項」とあるのは「第六条の五第三項」と読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前一項」とあるのは、「第六条の五第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 昭和五十一年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定したものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

3 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第八条中「第三条の八」を「第三条の九」に改め

別表第二の十一(第三条の九関係)

改 定 前 の 年 金 領	改 定 年 金 領
六〇、〇〇〇円から	四四一、八〇〇円
一〇一、一〇〇円	四五三、七〇〇円
一一五、〇〇〇円	五一五、五〇〇円
一二九、六〇〇円	五一八、〇〇〇円
一五〇、〇〇〇円	六七一、五〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

第一級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二級	六四、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満	第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六一、〇〇〇円未満
第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満	第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第四級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第四級	五九、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円未満
第五級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第五級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第六級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第六級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第七級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第七級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第八級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第八級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第九級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第九級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十一級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十二級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十二級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十三級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十三級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十四級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十四級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十五級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十五級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十六級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十六級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十七級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十七級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十八級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十八級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第十九級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第十九級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十一級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十二級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十二級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十三級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十三級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十四級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十四級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十五級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十五級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十六級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十六級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十七級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十七級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十八級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十八級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二十九級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第二十九級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十一級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十二級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十二級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十三級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十三級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十四級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十四級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十五級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十五級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十六級	六一、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	第三十六級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第三十七級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	第三十七級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上

第三十六条第一項中「確認」の下に「その他の組合員期間の確認」を加える。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一

部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百八万円」を「四百三十二万円」に改め、同項第二号中「四・一九〇」を「四・四八三」に、「一万六千八百円」を「一万七千九百円」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額」を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等を行おうとするも

の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四十号。以下「法律第百四号」という。)附則第十一項の規定及び附則第七号」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第三条 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年四月一日以後に退職(死亡)を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

第四条 前二項に定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第百四号)の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一項中「とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額」を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等を行おうとするも

月三十日以前に給付事由が生じた長期給付について、三百七十二万円」と読み替えるものとする。

(昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第三条 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年四月一日以後に退職(死亡)を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

第四条 前二項に定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第百四号)の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一項中「とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額」を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等を行おうとするも

あります。

委員会におきましては、未加入校及び私学関係団体の組合加入、在職老齢年金制度の創設、在籍専従者の組合員資格の是非等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

(昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第三条 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年四月一日以後に退職(死亡)を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

第四条 前二項に定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第百四号)の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一項中「とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額」を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等を行おうとするも

あります。

委員会におきましては、未加入校及び私学関係団体の組合加入、在職老齢年金制度の創設、在籍専従者の組合員資格の是非等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

(昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第三条 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年四月一日以後に退職(死亡)を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

第四条 前二項に定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第百四号)の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一項中「とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額」を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律」という。)附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等を行おうとするも

昭和五十二年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に改め
る。

第五条第二項ただし書を次のように改める。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「二百万円」を「四百五十万円」に、「三百万円」を「五十万円」に改める。

第十三条第一項中「預入の月から」を「預入の月

(通常郵便貯金にあつては、預入の日)。次項において同じ。」から「附ける」を「付ける」に改め、ただし書を削り、同条第二項を次のように改め

払戻金に相当する貯金には、払渡し(払戻証書を発行するときは、その発行。以下この項において同じ。)の月(通常郵便貯金にあつては、払渡しの日)の利息を受けない。預入の月において払渡しがあつたときも、同様とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の
事項を記載した書面をその申込みをした者に交

付する。
第二十五条の見出し中「及び標準約款」を削り、
同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加え
る。

(契約の申込みの撤回等)

第十七条第一項本文を次のように改める。

保険金額(財形貯蓄保険の保険契約に係るもの
を除く。)は、第五条第一項の契約に係るものと
傷害特約及び疾病傷害特約に係るものとの別

に、被保険者一人につき、それぞれ千万円を超

えてはならない。

保険料(財形貯蓄保険の保険契約における保
険料の総額)第十九条を削り、第十八条を第十九条とし、第
十七条の三の次に次の二条を加える。

(財形貯蓄保険の保険料額)

第十八条 財形貯蓄保険の保険契約においては、
保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、被保険者一人につき、租税特別措置法(昭
和三十二年法律第二十六号)第四条の二第二項
の表所得税法第十条第六項の項の下欄に掲げる金額(郵便貯金に係るものと除く。)を超えては
ならない。第二十一条第二項中「契約者死亡後自動継続保
険」を「保険約款の定めるところにより保険契約者が
が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要
しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自
動継続保険」という。)」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(契約の申込みの際交付する書面)

第十二条の二 保険契約の申込みを受けたとき

は、保険約款の定めるところにより保険契約の
付込、保険金の支払その他保険契約に関する

事項を記載した書面をその申込みをした者に交

あつた場合には、適用しない。
○神沢淨君登壇、拍手
規定は、この法律の施行前に申込みを受けた保
険契約については、なおその効力を有する。

〔神沢淨君登壇、拍手〕

〇神沢淨君登壇、拍手
につきまして、通信委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。
まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、現
行の二百万円から四百五十万円に引き上げるととも
に、通常郵便貯金の利息計算方法を月割り計算
から日割り計算に改めようとするものであります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
は、被保険者一人当たりの保険金最高制限額につ
いて、現行法では、保険種類によって五百円と
八百万円の二段階に分けておりますが、これを一
律に一千万円に引き上げるとともに、財形貯蓄保
険についてはこの別枠とし、払い込み保険料総額
が財形貯蓄非課税限度額の範囲内において加入で
きることとするほか、定期保険契約に疾病傷害特
約の付加を認めること、消費者保護の見地から保
険契約申し込みの撤回制度を設けるなど、若干の
制度改善を図らうとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題
とし、審査に入りましたところ、郵便貯金預金者
及び簡易保険加入者の利益増進の観点から、各般
にわたる熱心な質疑が行わましたが、その詳細
は会議録に譲りたいと存じます。

質疑、討論を終局し、両法案についてそれぞれ
採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どお
り可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法案に対し、各会派共同提案にかかる
附帯決議案を、いずれも全会一致をもって本委員
会の決議とすることに決定いたしました。

2 この法律による改正後の第二十三条の二及び
二十五条の二(第三十七条の七第一項において
準用する場合を含む。)の規定は、この法律の
施行前に簡易生命保険契約(以下「保険契約」と
いいう。)の申込み又は保険契約の改定の申込みが
付する。
第二十五条の見出し中「及び標準約款」を削り、
同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加え
る。

1 この法律は、昭和五十二年九月一日から施行
する。

附 則

この法律は、昭和五十二年九月一日から施行
する。

2 この法律による改正後の第二十三条の二及び
二十五条の二(第三十七条の七第一項において
準用する場合を含む。)の規定は、この法律の
施行前に簡易生命保険契約(以下「保険契約」と
いいう。)の申込み又は保険契約の改定の申込みが
付する。

この法律による改正後の第二十三条の二及び
二十五条の二(第三十七条の七第一項において
準用する場合を含む。)の規定は、この法律の
施行前に簡易生命保険契約(以下「保険契約」と
いいう。)の申込み又は保険契約の改定の申込みが
付する。

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

【賛成者起立】

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一八 水道法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

また、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長上田哲君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年五月十日

衆議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

【審査報告書は都合により追録に掲載】

水道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月十日

衆議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

【審査報告書は都合により追録に掲載】

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月十日

衆議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

【審査報告書は都合により追録に掲載】

水道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月十日

1 第五条の二第三項中「六千八百円」を「七千五百円」に改める。

附 則

2 昭和五十二年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。

水道法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をことに送付する。

昭和五十二年五月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿 保利 茂

水道法の一部を改正する法律案

目次中「第一章 総則(第一条 第五条)」を「第二章 総則(第一条 第五条)」に、「第四章 専用水道(第三十二条 第三十四条)」に、「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第一項中「とともに」の下に「水道を計画的に整備し、及び」を加える。

第二条を次のように改める。

(責務)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「一万三千五百円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

第五条第四項中「一万三千五百円」を「一万五千円」に改める。

協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社會的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を經營するに当たつては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

3 広域的水道整備計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 水道の広域的な整備に関する基本方針

二 広域的水道整備計画の区域に関する事項

三 前号の区域に係る根幹的水道施設の配置その他水道の広域的な整備に関する基本的事項

4 広域的水道整備計画は、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して定めなければならない。

5 都道府県知事は、広域的水道整備計画を定めたときは、逓減なく、これを厚生大臣に報告するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

6 厚生大臣は、都道府県知事に対し、広域的水道整備計画に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第六条の見出しを「事業の認可及び経営主体」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

第十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

第十条第二項中「第六条第二項及び」及び「ただし書を削る。

第二十条に次の二項を加える。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならぬ。ただし、当該水質検査を地方公共団体

のと決しました。

なお、本案に對し、被験者の生活保障充実のための援護体制の検討、各種手当の引き上げと所得制限の撤廃、原爆症の認定の改善等を内容とする附帯決議を全会一致をもつて付することに決しました。

次に、水道法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、水道用の水の需要見通し、水道の布設状況、水源等の清潔保持の状況にかんがみ、水道に関する国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、新たに、水道の整備を計画的に推進し、簡易専用水道の管理を規制する等の措置を講じようとするものであります。

なお、本案は衆議院社会労働委員長提出にかかるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決されました。

長崎直治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年五月十九日 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月十九日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。
農業者年金基金法の一部を改正する法律第十条の二の一 昭和五十一年度の物価指数が昭和五十年度の物価指数の百分の百五を超えるに至つた場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「一月」とあるのは、「七月」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年改正法附則第三条)の規定による改正のようにより改正する。

第三条 昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定による改正の年金の額の改定

第一条の九 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定による改正の年金の額の改定

第二条の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年度における旧法の規定による改正の年金の額の改定)

第一条の九 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定による改正の年金の額の改定

第二条の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年度における旧法の規定による改正の年金の額の改定)

第一条の九 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定による改正の年金の額の改定

第二条の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年度における旧法の規定による改正の年金の額の改定)

第二条の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年度における新法の規定による

年金の額の改定)

第二条の十六 第二条の十三第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一千三百円を乗じて得た額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一千三百円を乗じて得た額に一千三百円を加算して得た額をそれぞれ

平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額に一千三百円を加算して得た額をそれぞれ

平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額に一千三百円を加算して得た額をそれ

ぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第一条の十八 第二条の十五第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に乘じて得た額に改定する。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

2 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第三条の六の次に次の二条を加える。

(昭和五十二年二月以前に第一条第一項の退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)

3 第三条の七 第三条の四第一項の規定は、昭和五十二年三月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員につての当該資格喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(法第四十六条の六の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十二年三月以後の年金」と総称する。)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは、「第一条の九、第二条の十六、第二条の十七又は第二条の十八」と、「年金額」とあるのは、「年金額とし、新法の規定による遺族年金については、その額につき第三条の六第三項若しくは第四項、附則第二十項若しくは第二十一項又は法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額とする。以下「五十二年三月以前の比較対象年金額」と総称する。)と、「同年九月分以後」とあるのは、昭和五十一年四月分以後と、「三十二万五千六百円」とあるのは、「五十八万九千円」と、「二十四万一千二百円」とあるのは、「四十四万五千八百円」と、「十六万八千円」とあるのは、「二十九万四千五百円」と、「十二万六百円」とあるのは、「二十二万九百円」と、「八万四百円」とあるのは、「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

2 昭和五十二年三月以前の年金を受ける権利を有する者が六十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する者、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第三条の四第一項の規定は、昭和五十二年四月三十日以後の年金について、同条第一項中「二十四万円」とあるのは、「三十九万六千円」と、同项第二号中「みなして」とあるのは「みなしして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法通算退職年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項中「二十四万円」とあるのは、「三十九万六千円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなしして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一項及び第三項の規定がそのみならず、その年金に係る五十二年三月以前の比較対象年金額が次の各号に掲げる年金の額の算定の基礎となるべき平均

昭和五十二年五月二十五日 参議院会議録第十五号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

五一六

標準給与の月額(その月額が、三十九年改定法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないとときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の九第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前条第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改定法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改定法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十一年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十二年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第五条中「第二条の十五」を「第二条の十八」に改める。

附則に次の五項を加える。

(昭和五十二年四月以後の資格喪失事由に係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額に係る計算の特例)

8 第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十二年四月以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同条第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二项」とあるのは「第二条の十八第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項

中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前条第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改定法第一条の規定による改

正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改定法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

第十団項中「その額が」とあるのは「その額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)。附則第二十四項において「五十二年四月以後の比較対象年金額」という。)が」と、「三十二万三千六百円」とあるのは「五十八万九千円」と、「二十四万五千二百円」とあるのは「四十四万八千八百円」と、「十六万八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、「十二万六百円」とあるのは「二十二万九百円」と、「八万四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

23 昭和五十二年四月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

24 昭和五十二年四月以後の年金のうち遺族年金(次項において「昭和五十二年四月以後の遺族年金」という。)であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年四月以後の比較対象年金額が次の各号に掲げたないときは、昭和五十二年八月分(その年金を受ける権利が同年八月一日以後に取得されたものについては、その年金に係る五十二年四月以後の年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月分(その年

25 昭和五十二年四月以後の遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

26 附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十二項において準用する附則第十四項の規定又は附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六二、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
第三級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第四級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第五級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第六級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満

八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円未満
九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満
一〇二、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円以上	一一五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満
一一五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満
一六〇、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円以上
一八〇、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上
一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上
二〇〇、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円以上
二三五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円以上
二四〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円未満	二四〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上
二六〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円未満	二六〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上
二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上
二八〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円未満	二八〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上
二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上
三〇〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上
三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上
三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上
三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上
三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上
三四〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円未満	三四〇、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上
三四五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満	三四五、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円以上
三五六、〇〇〇円以上	三五六、〇〇〇円未満	三五六、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上
三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円未満	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上

第四十九条の三第一項中「政令で定める規定」を「政令で定める法令の規定」に改める。

第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「確認」の下に「その他の組合員期間の確認」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す

れる。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に組合員であった者の昭和五十二年四月

八適用する。

(政令への委任)
第五条 この附則に規定するものほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定に関する法律附則第二十二項、第二十三項及び第二十六項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の農林漁業

団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第十一条「改正後の三十九年改正法」による改正後、二条第三項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十二年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。
(掛金に関する経過措置)

3 第三条前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとして、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。
(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万円以下である標準給与又は三十四万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改定後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

附則第十二条第三項第一号中「五十五万円」を「五十八万九千円」に改め、同項第二号中「四十万二千五百円」を「四十四万五千八百円」に改め、同項第三号中「二十七万五千円」を「二十九万四千五百円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「四百八十万円」を「四百三十万円」に改める。

〔橋直治君登壇、拍手〕

○橋直治君 御報告いたします。

農業者年金基金法改正案は、農業者年金における年金給付の額の自動的改定措置の本年度における実施時期を繰り上げようとするものであります。

また、農林年金改定法等改正案は、ほかの共済組合制度に準じて、既認定年金の額の改定、年金の最低保障額の引き上げ、標準給与の月額の上下限の引き上げ等所要の改善を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査いたしました。

その質疑の主な内容は、農業者年金基金法改正案につきましては、財政方式のあり方、保険料の軽減、加入の促進、婦人の加入、基金業務の状況等であり、農林年金改定法等改正案につきましては、年金制度のあり方、年金財政の健全化、掛金率と国庫補助、年金給付の充実、団体職員の待遇改善等であります。

質疑を終わり、別に討論もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

第二章 航法

第一節 あらゆる視界の状態における船舶の航法(第四条—第十条)

第二節 互いに他の船舶の視野の内にある船の航法(第十一条—第十八条)

第三節 視界制限状態における船舶の航法(第十九条)

第四章 音響信号及び発光信号(第三十二条—第三十七条)

第五章 捕則(第三十八条—第四十二条)

(定義)

第三条 この法律において「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舟類(水上航空機を含む。)をいう。

2 この法律において「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。

3 この法律において「帆船」とは、帆のみを用いて推進する船舶及び機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものをいう。

4 この法律において「漁ろうに従事している船舶」とは、船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶(操縦性能制限船に該当するものを除く。)をいう。

5 この法律において「水上航空機」とは、水上を移動することができる航空機をいう。

6 この法律において「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶の進路を避けなければならない船舶をいう。

7 この法律において「操縦性能制限船」とは、次に掲げる作業その他の船舶の操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

海上衝突予防法案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂

(目的)

第一条 この法律は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に添付されている千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定に準拠して、船舶の遵守すべき航法、表示すべき燈火及び形象物並びに行うべき信号に關し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もつて船舶交通の安全を図ることを目的とする。

(適用船舶)

第二条 この法律は、海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域の水上にある船舶第一項に規定する船舶について適用する。

一 航路標識、海底電線又は海底パイプライン

海上衝突予防法(昭和二十八年法律第二百五十一号)の全部を改正する。

目次

参議院議長 河野 謙三殿

海上衝突予防法案

海上衝突予防法

の敷設、保守又は引揚げ

二 しゆんせつ、測量その他の水中作業

三 航行中における補給、人の移乗又は貨物の積替え

四 航空機の発着作業

五 掃海作業

六 船舶及びその船舶に引かれている船舶その他の物件がその進路から離れることを著しく制限するい航作業

七 喫水と水深との関係によりその進路から離れることが著しく制限されている動力船をいう。

八 この法律において「航行中」とは、船舶がびよう泊（係船浮標又はびよう泊をしている船舶による係留を含む。以下同じ。）をし、陸岸に係留をし、又は乗り揚げていらない状態をいう。

九 この法律において「長さ」とは、船舶の全長をこの法律において「長さ」とは、船舶の全長をいう。

十 この法律において「互いに他の船舶の視野の内にある」とは、船舶が互いに視覚によつて他の船舶を見ることができることをい

う。

十一 この法律において「互いに他の船舶の視野の内にある」とは、船舶が互いに視覚によつて他の船舶を見ることができることをい

う。

十二 この法律において「視界制限状態」とは、霧、もや、降雪、暴風雨、砂あらしその他これらに類する事由により視界が制限されている状態をいう。

第二章 航法

第一節 あらゆる視界の状態における船

六 自船の喫水と水深との関係

船の航法

(適用船舶)

第五条 船舶は、周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断することができるように、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければならない。

第六条 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための適切かつ有効な動作をとること又はその時の状況に適した距離で停止することができるよう常時安全な速力で航行しなければならない。この場合において、その速力の決定に当たっては、特に次に掲げる事項（レーダーを使用していない船舶にあつては、第一号から第六号までに掲げる事項）を考慮しなければならない。

十一 レーダーにより探知した船舶の数、位置及び動向

十二 自船と付近にある船舶その他の物件との距離をレーダーで測定することにより視界の状態を正確に把握することができる場合があること。

(衝突のおそれ)

第七条 船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての手段を用いなければならない。

第八条 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、できる限り、十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従つてためらわずにその動作をとらなければならぬ。

二 レーダーを使用している船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあることを早期に知るための長距離レーダーレンジによる走査、探知した物件のレーダープローティングその他の系統的な観察等を行うことにより、当該レーダーを適切に用いなければならない。

九 船舶は、不十分なレーダー情報その他の不十分な情報に基づいて他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断してはならない。

七 自船のレーダーの特性、性能及び探知能力の限界

八 使用しているレーダーレンジによる制約九 海象、気象その他の干渉原因がレーダーによる探知に与える影響

十 適切なレーダーレンジでレーダーを使用する場合においても小型船舶及び氷塊その他の漂流物を探知することができないときがあること。

十一 船舶は、接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められない場合は、これと衝突するおそれがあると判断しなければならず、また、接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められると判断しなければならず、また、接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められる場合においても、大型船舶若しくはえい航作業に従事している船舶に接近し、又は近距離で他の船舶に接近するときは、これと衝突するおそれがあり得ることを考慮しなければならない。

五 船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを確かめることができない場合は、これと衝突するおそれがあると判断しなければならない。

六 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、できる限り、十分に余裕ある場合においては、それにより新たに他の船舶に著しく接近することとならず、かつ、それが適切な時期に大幅に行われる限り、針路のみの変更が他の船舶に著しく接近することを避けるた

四 夜間における陸岸の燈火、自船の燈火の反射等による燈光の存在

五 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物に接近した状態

めの最も有効な動作となる場合があることを考慮しなければならない。

4 船舶は、他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、他の船舶との間に安全な距離を保つて通過することができるようその動作をとらなければならない。この場合において、船舶は、その動作の効果を当該他の船舶が通過して十分に遠ざかるまで慎重に確かめなければならない。

5 船舶は、周囲の状況を判断するため、又は他の船舶との衝突を避けるために必要な場合は、速力を減じ、又は機関の運転を止め、若しくは機関を後進にかけることにより停止しなければならない。

第九条 狹い水道又は航路筋（以下「狭い水道等」という。）をこれに沿つて航行する船舶は、安全であり、かつ、実行に適する限り、狭い水道等の右側端に寄つて航行しなければならない。ただし、次条第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 航行中の動力船（漁ろうに従事している船舶を除く。次条第六項及び第十八条第一項において同じ。）は、狭い水道等において帆船の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、帆船が狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない動力船の通航を妨げることができるとするとするものではない。

3 船舶は、障害物があるため他の船舶を見ることが可能である場合において、その通航路に沿つて航行することとするものではない。

4 航行中の船舶（漁ろうに従事している船舶を除く。次条第七項において同じ。）は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、漁ろうに従事している船舶が狭い水道等の内側を航行している他の船舶の通航を妨げることができない。

5 船舶は、狭い水道等においては、やむを得ない場合を除き、びよう泊をしてはならない。

6 船舶は、狭い水道等においては、やむを得ない場合を除き、沿岸通航帯を航行してはならない。

7 第二項から前項までの規定は、第四条の規定にかかるらず、互いに他の船舶の視野の内にあらぬればならない。

8 船舶は、障害物があるため他の船舶を見るこ

とができる狭い水道等のわん曲部その他の水域に接近する場合は、十分に注意して航行しなければならない。

9 船舶は、狭い水道においては、やむを得ない場合を除き、びよう泊をしてはならない。

3 航行中の船舶（漁ろうに従事している船舶を除く。次条第七項において同じ。）は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、漁ろうに従事している船舶が狭い水道等の内側を航行している他の船舶の通航を妨げることができない。

4 船舶は、沿岸通航帯に隣接した分離通航帯の通航を安全に通過することができる場合は、やむを得ない場合を除き、沿岸通航帯を航行してはならない。

5 通航路を横断する船舶以外の船舶は、次に掲げる場合その他やむを得ない場合を除き、分離帯に入り、又は分離線を横切つてはならない。

6 航行中の動力船は、通航路において帆船の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、帆船が通航路をこれに沿つて航行している動力船の安全な通航を妨げることができるところではない。

7 航行中の船舶は、通航路において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、漁ろうに従事している船舶が通航路をこれに沿つて航行している他の船舶の通航を妨げることができるところではない。

8 長さ二十メートル未満の動力船は、通航路をこれに沿つて航行している他の動力船の安全な通航を妨げてはならない。

9 前三項の規定は、第四条の規定にかかるらず、互いに他の船舶の視野の内にある船舶につ

- いて適用する。
- 10 船舶は、分離通航帯の出入口付近においては、十分に注意して航行しなければならない。
- 11 船舶は、分離通航帯及びその出入口付近においては、やむを得ない場合を除き、ぴよう泊をしてはならない。
- 12 分離通行帯を航行しない船舶は、できる限り分離通航帯から離れて航行しなければならない。
- 13 海上保安庁長官は、第一項に規定する分離通航方式の名称、その分離通航方式について定められた分離通航帯、通航路、分離線、分離帯及び沿岸通航帯の位置その他分離通航方式に関する必要な事項を告示しなければならない。

第二節 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法

- (適用船)
- 第十二条 二隻の帆船が互いに接近し、衝突するおそれがある場合における帆船の航法は、次の各号に定めるところによる。ただし、第九条第三項、第十条第七項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 一二隻の帆船の風を受けるが異なる場合は、左げんに風を受ける帆船は、右げんに風

- を受ける帆船の進路を避けなければならぬ。
- 一二隻の帆船の風を受けるが同じである場合は、風上の帆船は、風下の帆船の進路を避けなければならない。
- 三 左げんに風を受ける帆船は、風上に他の帆船を見る場合において、当該他の帆船の風を受けるがんが左げんであるか右げんであるかを確かめることができないときは、当該他の帆船の進路を避けなければならない。

- 2 前項第二号及び第三号の規定の適用については、風上は、メインスル(横帆船にあつては、最大の縦帆)の張つている側の反対側とする。
- (追越し船)
- 第十三条 追越し船は、この法律の他の規定にかかるわらず、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければならない。
- 2 船舶の正横後二十二度三十分を超える後方の位置(夜間にあつては、その船舶の第二十一条

- 規定によるマスト燈二個を垂直線上若しくはほとんど垂直線上に見るととき、又は両側の同項第二号の規定によるげん燈を見るととき、昼間にあつては当該他の動力船をこれに相当する状態に見るとときは、自船が前項に規定する状況にあると判断しなければならない。
- 3 動力船は、自船が第一項に規定する状況にあるかどうかを確かめることができない場合は、その状況にあると判断しなければならない。

- 2 前項の規定により針路及び速力を保たなければならない船舶(以下この条において「保持船」という)は、避航船がこの法律の規定に基づく適切な動作をとつていないことが明らかになつた場合は、同項の規定にかわらず、直ちに避航船との衝突を避けるための動作をとることができる。この場合において、これらの船舶について第十五条第一項の規定の適用があるときは、保持船は、やむを得ない場合を除き、針路を左に転じてはならない。
- 3 保持船は、避航路と間近に接近したため、当該避航船の動作のみでは避航船との衝突を避けることができないと認める場合は、第一項の規定にかわらず、衝突を避けるための最善の協

- 真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、各動力船は、互いに他の動力船の左げん側を通過することができるようにして準用する。
- 第十六条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶(次条において「避航船」という)は、当該他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早期に、かつ、大幅に動作をとらなければならない。
- (保持船)
- 第十七条 この法律の規定により二隻の船舶のうち一隻の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、当該他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。

- 2 前項の規定により針路及び速力を保たなければならない船舶(以下この条において「保持船」という)は、避航船がこの法律の規定に基づく適切な動作をとつていないことが明らかになつた場合は、同項の規定にかわらず、直ちに避航船との衝突を避けるための動作をとることができる。この場合において、これらの船舶について第十五条第一項の規定の適用があるときは、保持船は、やむを得ない場合を除き、針路を左に転じてはならない。
- 3 保持船は、避航路と間近に接近したため、当該避航船の動作のみでは避航船との衝突を避けことができないと認める場合は、第一項の規定にかかわらず、衝突を避けるための最善の協

力動作をとらなければならない。

(各種船舶間の航法)

第十八条 第九条第二項及び第三項並びに第十一条

第六項及び第七項に定めるもののか、航行中の動力船は、次に掲げる船舶の進路を避けなければならぬ。

一 運転不自由船

二 操縦性能制限船

三 漁ろうに従事している船舶

四 帆船

第九条第三項及び第十条第七項に定めるもののか、航行中の帆船(漁ろうに従事している

船舶を除く。)は、次に掲げる船舶の進路を避けなければならない。

一 運転不自由船

二 操縦性能制限船

三 漁ろうに従事している船舶

四 帆船

第九条第三項及び第十条第七項に定めるもののか、航行中の帆船(漁ろうに従事している

船舶を除く。)は、次に掲げる船舶の進路を避けなければならない。

一 運転不自由船

二 操縦性能制限船

三 漁ろうに従事している船舶

四 帆船

第九条第三項及び第十条第七項に定めるもののか、航行中の帆船(漁ろうに従事している

船舶を除く。)は、次に掲げる船舶の進路を避けなければならない。

5 喫水制限船は、十分にその特殊な状態を考慮し、かつ、十分に注意して航行しなければならぬ。

ない。

6 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならない。

第三節 視界制限状態における船舶の航法

第十九条 この条の規定は、視界制限状態にある水域又はその付近を航行している船舶(互いに他の船舶の視野の内にあるものを除く。)について適用する。

2 動力船は、視界制限状態においては、機関を直ちに操作することができるようにしておかなければならぬ。

3 船舶は、第一節の規定による措置を講ずる場合は、その時の状況及び視界制限状態を十分に考慮しなければならない。

4 他の船舶の存在をレーダーのみにより探知した船舶は、当該他の船舶に著しく接近することとなるかどうか又は当該他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断しなければならぬ。

5 他の船舶と衝突するおそれがあると判断した場合は、十分に注意して航行しなければならない。

第三章 燐火及び形象物

(通則)

第二十条 船舶(船舶に引かれている船舶以外の

物件を含む。以下この条において同じ。)は、この法律に定める燈火(以下この項及び次項において「法定燈火」という。)を日没から日出までの

時間表示しなければならず、また、この間は、次

の各号のいずれにも該当する燈火を除き、法定

の場合は、十分に余裕のある時期にこれら的事情を避けるための動作をとらなければならない。

又は他の船舶と衝突するおそれがあると判断した場合は、十分に余裕のある時期にこれら的事情を避けるための動作をとらなければならない。

5 前項の規定による動作をとる船舶は、やむを得ない場合を除き、第二十八条の規定による燈火又は形象物を表示している喫水制限船の安全な通航を妨げてはならない。

6 前項の規定による動作をとる船舶は、やむを得ない場合を除き、次に掲げる針路の変更を行つてはならない。

ること。

1 他の船舶が自船の正横より前方にある場合

(当該他の船舶が自船に追い越される船舶である場合を除く。)において、針路を左に転じること。

2 自船の正横又は正横より後方にある他の船舶の方向に針路を転じること。

3 見張りを妨げることとならない燈火であることを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

4 この法律に定めるもののほか、燈火及び形象物の技術上の基準並びにこれらを表示すべき位置については、運輸省令で定める。

5 船舶は、昼間ににおいてこの法律に定める形象物を表示しなければならない。

6 船舶は、他の船舶と衝突するおそれがないと判断した場合を除き、他の船舶が行う第三十五条の規定による音響による信号を自船の正横より前方に

り前方に聞いた場合又は自船の正横より前方にある他の船舶と著しく接近することを避けることとができる場合は、その速力を針路を保つこととができる最小限度の速力に減じなければならず、また、必要に応じて停止しなければならない。

7 この場合において、船舶は、衝突の危険がないくなるまでは、十分に注意して航行しなければならない。

8 この場合において、船舶は、衝突の危険がないくなるまでは、十分に注意して航行しなければならない。

9 船舶は、昼間ににおいてこの法律に定める形象物を表示しなければならない。

10 この法律に定めるもののはか、燈火及び形象物の技術上の基準並びにこれらを表示すべき位置については、運輸省令で定める。

11 船舶は、夜間ににおいて法定燈火を備えている場合は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

12 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

13 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

14 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

15 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

16 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

17 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

18 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

19 船舶は、法定燈火を備えている船舶は、視界制限状態においては、日出から日没までの間にあつてもこれを表示しなければならず、また、その他必要と認められる場合は、これを表示することが可能である。

2 法定燈火の認証又はその特性の識別を妨げることとならない燈火であること。

3 見張りを妨げることとならない燈火であることを照らすように右側に装置される燈火を

いう。

3 この法律において「両色燈」とは、紅色及び緑色の部分からなる燈火であつて、その紅色及び緑色の部分がそれぞれ白燈の紅燈及び緑燈と同一の特性を有することとなるよう船舶の中

心線上に装置されるものをいう。

4 この法律において「船尾燈」とは、百三十五度にわたる水平の弧を照らす白燈であつて、その射光が正船尾方向から各げん六十七度三十分までの間を照らすように装置されるものをいう。

5 この法律において「引き船燈」とは、船尾燈と

同一の特性を有する黄燈をいう。

6 この法律において「全周燈」とは、三百六十度にわたる水平の弧を照らす燈火をいう。

7 この法律において「せん光燈」とは、一定の間隔で毎分三十二回以上のせん光を発する全周燈

(航行中の動力船)

第二十三条 航行中の動力船(次条第一項から第四項まで、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項又は第二十九条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。)は、次の各号に定めるところにより、燈火を表示しなければならない。

一 前部にマスト燈一個を掲げ、かつ、そのマスト燈よりも後方の高い位置にマスト燈一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、後方のマスト燈を掲げることを要しない。

二 げん燈一対(長さ二十メートル未満の動力船にあつては、げん燈一対又は両色燈一個。

第三項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)を掲げること。

三 できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げる

白色の全周燈一個を表示することができる。

の場合において、その動力船は、できる限り白燈一対を表示しなければならない。

(航行中のえい航船等)

第二十四条 船舶その他の物件を引いている航行中の動力船(次項、第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。

一 前部にマスト燈二個(引いている船舶の船尾から引かれている船舶その他の物件の後端までの距離(以下この条において「えい航物件までの距離」という。)が二百メートルを超える場合にあつては、マスト燈三個)を垂直線上に掲げ、かつ、これらのマスト燈よりも後方の高い位置にマスト燈一個を掲げること。

ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、上に掲げ、かつ、これらのマスト燈よりも後方のマスト燈を掲げることを要しない。

二 げん燈一対を掲げること。

三 できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げる

こと。

2 水面から浮揚した状態で航行中のエアクラッショング船(船体の下方へ噴出する空気の圧力の反作用により水面から浮揚した状態で移動することができる動力船をいう。)は、前項の規定による燈火のほか、黄色のせん光燈一個を表示しなければならない。

3 航行中の長さ七メートル未満の動力船であつて、その最大速力が七ノットを超えないものは、第一項の規定による燈火の表示に代えて、

長さ五十メートル以上の船舶	マスト燈	六海里
マスト燈	三海里	
船尾燈	三海里	
引き船燈	三海里	
全周燈	三海里	
マスト燈 げん燈	五海里(長さ二十メートル未満の船舶にあつては、三海里)	
船尾燈	二海里	
引き船燈	二海里	
全周燈	二海里	
マスト燈	二海里	
げん燈	一海里	
引き船燈	二海里	
全周燈	二海里	

長さ十二メートル未満の船舶	マスト燈	満の船幅にあつては、三海里
マスト燈	三海里	
船尾燈	二海里	
引き船燈	二海里	
全周燈	二海里	
マスト燈	二海里	
げん燈	一海里	
引き船燈	二海里	
全周燈	二海里	

長さ十二メートル未満の船舶	マスト燈	満の船幅にあつては、三海里
マスト燈	二海里	
げん燈	一海里	
引き船燈	二海里	
全周燈	二海里	

2 船舶その他の物件を押し、又は接げんして引いている航行中の動力船（第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定があるものを除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に定めるところにより、燈火を表示しなければならない。

一 前部にマスト燈二個を垂直線上に掲げ、かつ、これらのマスト燈よりも後方の高い位置にマスト燈一個を掲げること。

二 長さ五十メートル未満の動力船は、後方のマスト燈を掲げることを要しない。

三 できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げる

3 他の動力船に引かれている航行中の船舶（第一項、次項（第二号に係る部分に限る。）、第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項までの規定があるものを除く。以下この項において同じ。）その他の物件は、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。ただし、当該船舶その他の物件がやむを得ない事由によりその燈火を表示することができない場合は、照明その他その存在を示すために必要な措置を講ずることをもつて足りる。

一 げん燈一対（長さ二十メートル未満の船舶その他の物件にあつては、げん燈一対又は両

色燈一個）を掲げること。

二 できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げる場合、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。

三 えい航物件までの距離が二百メートルを超える場合は、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。

4 次の各号に掲げる船舶（第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項までの規定の適用があるものを除く。）は、それ

ぞれ當該各号に定めるところにより、燈火を表示しなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一回とつて、押され、又は接げんして引かれているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなす。

一 他の動力船に押されている航行中の船舶

前端にげん燈一対（長さ二十メートル未満の船舶にあつては、げん燈一対又は両色燈一対。次号において同じ。）を掲げること。

二 他の動力船に接げんして引かれている航行中の船舶 前端にげん燈一対を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を表示しなければならない。ただし、これらの燈火又は次項に規定する三色燈を表示しない場合は、白色の携帶電燈又は点火した白燈を直ちに使用するよう備えておき、他の船との衝突を防ぐために十分な時間これを表示しなければならない。

2 航行中の長さ七メートル未満の帆船は、できる限り、げん燈一対を表示し、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を表示しなければならない。ただし、これらの燈火又は次項に規定する三色燈を表示しない場合は、白色の携帶電燈又は点火した白燈を直ちに使用するよう備えておき、他の船との衝突を防ぐために十分な時間これを表示しなければならない。

3 航行中の長さ十一メートル未満の帆船は、げん燈一対及び船尾燈一個の表示に代えて、三色燈（紅色、緑色及び白色の部分からなる燈火であつて、紅色及び緑色の部分があつてはそれを表すことをもつて足りる。）を一隻の動力船とみなしてこの章の規定を適用する。

4 航行中の帆船（前条第三項若しくは第二十五条 航行中の帆船（前条第三項若しくは

第四項、次条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）であつて、長さ七メートル以上のものは、げん燈一対（長さ二十メートル未満の帆船については、げん燈一対又は両色燈一個。以下この条において同じ。）を表示し、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を表示しなければならない。

5 るかいを用いて航行中の船舶は、前各項の規定による帆船の燈火を表示することができる。ただし、これらの燈火を表示しない場合は、白色の携帶電燈又は点火した白燈を直ちに使用するよう備えておき、他の船との衝突を防ぐために十分な時間これを表示しなければならない。

6 機関及び帆を同時に用いて推進している動力船（次条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項までの規定の適用があるものを除く。）は、前部の最も見えやすい場所に円形の形象物一側を頂点を下にして表示しなければならない。

（漁ろうに従事している船舶）

第二十六条 航行中又はびよう泊中の漁ろうに従事している船舶（次条第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）であつて、トロール（けた網その他の漁具を水中で引くことにより行う漁法をいう。次項において同じ。）により漁ろうをしているものは、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。

一 航行中の帆船は、げん燈一対及び船尾燈一個をマストの最上部又はその付近の最も見えやすい場所に表示することができる。

- 一 緑色の全周燈一個を掲げ、かつ、その垂直線上の下方に白色の全周燈一個を掲げること。
- 二 前号の緑色の全周燈よりも後方の高い位置にマスト燈一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の漁ろうに従事している船舶は、これを掲げることを要しない。
- 三 対水速力を有する場合は、げん燈一対（長さ三十メートル未満の漁ろうに従事している船舶にあつては、げん燈一対又は両色燈一個）を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げること。
- 四 二個の円形の円すいをこれらの頂点で垂直線上的上下に結合した形の形象物一個を掲げること。

- 2 航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船（前項、次項、第四項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。
- 3 運輸省令で定める漁ろうに従事している船舶は、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合は、前二項の規定による燈火のほか、運輸省令で定める燈火を運輸省令で定めることにより表示することができる。
- 4 対水速力を有する場合は、マスト燈二個（長さ五十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト燈一個。第四項第二号において同じ。）及びげん燈一対（長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、げん燈一対又は両色燈一個。同号において同じ。）を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げること。

- 第三項又は第四項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。ただし、航行中の長さ七十メートル未満の運転不自由船（第二十七条第一項第一号及び第三号の規定によるもの）は、運輸省令で定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。
- 5 最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ球形の形象物一個を掲げること。
- 6 他の船舶が通航することができる側のげん又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。
- 7 その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す緑色の全周燈二個二個をそのげんの側に垂直線上に掲げるこ

- 8 航行中の操縦性能制限船であつて、第三条第七項第六号に規定するえい航作業に従事しているもの（第一項の規定の適用があるものを除く。）は、第二十四条第一項各号並びに前項第一号及び第三号の規定による燈火又は形象物を表示しなければならない。
- 9 航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、しゆんせつその他の水中作業（掃海作業を除く。）に従事しているもの（第一項の規定の適用があるものを除く。）は、その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある場合は、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。
- 10 最も見えやすい場所に白色の全周燈一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周燈一個を掲げること。
- 11 対水速力を有する場合は、マスト燈二個（長さ五十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト燈一個。第四項第二号において同じ。）及びげん燈一対（長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、げん燈一対又は両色燈一個。同号において同じ。）を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げること。
- 12 最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ球形の形象物一個を掲げること。
- 13 その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す紅色の全周燈二個又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。
- 14 他の船舶が通航することができる側のげんを示す緑色の全周燈二個又はひし形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げるこ

5 前項に規定する操縦性能制限船であつて、潜水夫による作業に従事しているものは、その船体の大きさのために同項第三号及び第四号の規定による形象物を表示することができない場合は、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に定めるA旗を表す信号板を、げん縁上一メートル以上の高さの位置に周間から見えるように表示することをもつて足りる。

6 航行中の操縦性能制限船であつて、掃海作業に従事しているものは、第二十三条第一項各号の規定による燈火及びその船舶の後方千メートルの水域のうちその船舶の両側方それぞれ五百メートルの範囲内が危険であることを示す緑色の全周燈三個又は球形の形象物三個を表示しなければならない。この場合において、これらの全周燈三個又は球形の形象物三個のうち、一個は前部マストの最上部又はその付近に掲げるものとし、他の二個はその前部マストのヤードの両端に掲げるものとする。

7 航行中又はびよう泊中の長さ七メートル未満の操縦性能制限船は、第二項から第四項まで及び前項の規定による燈火を表示することを要しない。

(喫水制限船)

第二十八条 航行中の喫水制限船(第二十三条第一項の規定の適用があるものに限る。)は、同項各号の規定による燈火のほか、最も見えやすい

場所に紅色の全周燈三個又は円筒形の形象物一

個を垂直線上に表示することができる。

(水先船)

第二十九条 航行中又はびよう泊中の水先船であつて、水先業務に従事しているものは、次の各号に定めるところにより、燈火又は形象物を表示しなければならない。

一 マストの最上部又はその付近に白色の全周燈一個を掲げ、かつ、その垂直線上の下方に紅色の全周燈一個を掲げること。

二 航行中においては、げん燈一対(長さ二十メートル未満の水先船にあつては、げん燈一対又は兩色燈一個)を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾燈一個を掲げること。

三 びよう泊中においては、次条の規定によるびよう泊中の船舶の燈火又は形象物を掲げるること。

(びよう泊中の船舶及び乗り揚げている船舶)

第三十条 びよう泊中の船舶(第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項若しくは第四項又は前条の規定の適用があるものを除く。)は乗組員がいる船舶は、第一項第一号又は前項第一号の規定による燈火の表示に代えて、白色の全周燈一個を最も見えやすい場所に表示することができます。

四 長さ七メートル未満のびよう泊中の船舶又は乗り揚げている船舶は、第一項第一号又は前項第一号の規定による燈火の表示に代えて、白色の全周燈一個を最も見えやすい場所に表示することができます。

五 長さ七メートル未満のびよう泊中の船舶又は乗り揚げている船舶は、そのびよう泊をし、又はその乗り揚げている水域が、狭い水道等、ぴよ地若しくはこれらの付近又は他の船舶が通常航行する水域である場合を除き、第一項、第三項又は前項の規定による燈火又は形象物を表示することを要しない。

(水上航空機)

第三十一条 水上航空機は、この法律の規定によ

る燈火又は形象物を表示することができない場合は、その特性又は位置についてできる限りこの法律の規定に準じてこれを表示しなければならない。

合は、その特性又は位置についてできる限りこの法律の規定に準じてこれを表示しなければならない。

第四章 音響信号及び発光信号(定義)

3 乘組員がいる船舶は、次の各号に定めるところにより、最も見えやすい場所に燈火又は形象物を表示しなければならない。

一 前部に白色の全周燈一個を掲げ、かつ、できる限り船尾近くにその全周燈よりも低い位置に白色の全周燈一個を掲げること。

二 紅色の全周燈二個を垂直線上に掲げること。

三 球形の形象物三個を垂直線上に掲げること。

4 長さ五十メートル未満のびよう泊中の船舶又は乗組員がいる船舶は、第一項第一号又は前項第一号の規定による燈火の表示に代えて、白色の全周燈一個を最も見えやすい場所に表示することができます。

5 長さ七メートル未満のびよう泊中の船舶又は乗り揚げている船舶は、そのびよう泊をし、又はその乗り揚げている水域が、狭い水道等、ぴよ地若しくはこれらの付近又は他の船舶が通常航行する場合を除き、第一項、第三項又は前項の規定による燈火又は形象物を表示することを要しない。

(音響信号設備)

第三十二条 船舶は、汽笛及び号鐘(長さ百メートル以上の船舶にあつては、汽笛並びに号鐘及びこれと混同しない音調を有するどら)を備えなければならぬ。ただし、号鐘又はどらは、それぞれこれと同一の音響特性を有し、かつ、

この法律の規定による信号を手動により行うことができる他の設備をもつて代えることができる。

第三十三条 船舶は、汽笛及び号鐘(長さ百メートル以上の船舶にあつては、汽笛並びに号鐘及びこれと混同しない音調を有するどら)を備えなければならぬ。ただし、号鐘又はどらは、それぞれこれと同一の音響特性を有し、かつ、この法律の規定による信号を手動により行うことができる他の設備をもつて代えることができる。

3 この法律に定めるもののほか、汽笛、号鐘及

ひどらの技術上の基準並びに汽笛の位置については、運輸省令で定める。

(操船信号及び警告信号)

第三十四条 航行中の動力船は、互いに他の船舶の視野の内にある場合において、この法律の規定によりその針路を転じ、又はその機関を後進にかけているときは、次の各号に定めるところにより、汽笛信号を行わなければならない。

一 鉤路を右に転じている場合は、短音を二回鳴らすこと。

二 鉤路を左に転じている場合は、短音を二回鳴らすこと。

三 機関を後進にかけている場合は、短音を三回鳴らすこと。

2 航行中の動力船は、前項の規定による汽笛信号を行わなければならない場合は、次の各号に定めるところにより、発光信号を行うことができる。この場合において、この動力船は、その発光信号を十秒以上の間隔で反復して行うことができる。

一 鉤路を右に転じている場合は、せん光を一回発すること。

二 鉤路を左に転じている場合は、せん光を二回発すること。

三 機関を後進にかけている場合は、せん光を三回発すること。

3 前項のせん光の継続時間及びせん光とせん光との間隔は、約一秒とする。

4

船舶は、互いに他の船舶の視野の内にある場合において、第九条第四項の規定による汽笛信号を行なうときは、次の各号に定めるところにより汽笛信号を行わなければならない。

一 他の船舶の右側を追い越そうとする場合は、長音二回に引き続く短音一回を鳴らすこと。

二 他の船舶の左側を追い越そうとする場合は、長音二回に引き続く短音二回を鳴らすこと。

三 他の船舶に追い越されることに同意した場合は、順次に長音一回、短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすこと。

4 第二項及び第五項後段の規定による発光信号に使用する燈火は、五海里以上の視認距離を有する白色の全周燈とし、その技術上の基準及び位置については、運輸省令で定める。

5 第三十五条 視界制限状態における音響信号

5 互いに他の船舶の視野の内にある船舶が互いに接近する場合において、船舶は、他の船舶の意図若しくは動作を理解することができないと

き、又は他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとっていることについて疑いがあるときには、直ちに急速に短音を五回以上鳴らすことに

より汽笛信号を行わなければならない。この場合において、その汽笛信号を行う船舶は、急速

にせん光を五回以上発することにより発光信号を行なうことができる。

6 6 第三十五条 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十一項までに定めるところによる。

7 第三十五条 視界制限状態における音響信号

6 第三十五条 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十一項までに定めるところによる。

7 第三十五条 視界制限状態における音響信号

8 第三十五条 視界制限状態における音響信号

9 第三十五条 視界制限状態における音響信号

近又は障害物の背後においてその汽笛信号を聞いたときは、長音一回の汽笛信号を行うことによりこれに応答しなければならない。

7 船舶は、二以上の汽笛をそれぞれ百メートルを超える間隔を置いて設置している場合において、第一項又は前三項の規定による汽笛信号を行なうときは、これらの汽笛を同時に鳴らしてはならない。

8 第二項及び第五項後段の規定による発光信号に使用する燈火は、五海里以上の視認距離を有する白色の全周燈とし、その技術上の基準及び位置については、運輸省令で定める。

9 第三十五条 視界制限状態における音響信号

10 第三十五条 視界制限状態における音響信号

11 第三十五条 視界制限状態における音響信号

12 第三十五条 視界制限状態における音響信号

13 第三十五条 視界制限状態における音響信号

14 第三十五条 視界制限状態における音響信号

15 第三十五条 視界制限状態における音響信号

16 第三十五条 視界制限状態における音響信号

17 第三十五条 視界制限状態における音響信号

18 第三十五条 視界制限状態における音響信号

19 第三十五条 視界制限状態における音響信号

20 第三十五条 視界制限状態における音響信号

21 第三十五条 視界制限状態における音響信号

22 第三十五条 視界制限状態における音響信号

く。(並びに他の船舶を引き、及び押している動力船に限る。)は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続ぐ短音二回を鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。

5 他の動力船に引かれて航行中の船舶(二隻以上ある場合は、最後部のもの)は、乗組員がいる場合は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続ぐ短音三回を鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。この場合において、その汽笛信号は、できる限り、引いている動力船が行う前項の規定による汽笛信号の直後に信号を行なわなければならない。

6 びよう泊中の長さ百メートル以上の船舶は、その前部において、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らし、かつ、その後部において、その直後に急速にどちらを約五秒間鳴らさなければならぬ。この場合において、その船舶は、接近してくる他の船舶に対し自船の位置及び自船との衝突の可能性を警告する必要があるときは、順次に短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすことにより汽笛信号を行なうことができる。

7 びよう泊中の長さ百メートル未満の船舶は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らさなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。

8 乗り揚げている長さ百メートル以上の船舶は、その前部において、一分を超えない間隔で

急速に号鐘を約五秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそれぞれ三回明確に点打し、

かつ、その後部において、その号鐘の最後の点打の直後に急速にどらを約五秒間鳴らさなければならぬ。この場合において、その船舶は、適切な汽笛信号を行なうことができる。

9 乗り揚げてある長さ百メートル未満の船舶は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそぞれ三回明確に点打しなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。

10 長さ十二メートル未満の船舶は、第二項から前項までの規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

11 第二十九条に規定する水先船は、第二項、第三項又は第七項の規定による信号を行う場合は、これらの信号のはか短音四回の汽笛信号を行なうことができる。

12 押している動力船と押されている船舶とが結合して一体となつてゐる場合は、これらの船舶を一隻の動力船とみなしてこの章の規定を適用する。

(注意喚起信号)

第三十六条 船舶は、他の船舶の注意を喚起するためには必要があると認める場合は、この法律に規定する信号と誤認されることのない発光信号

又は音響による信号を行い、又は他の船舶を駆逐させない方法により危険が存する方向に探照灯を照射することができる。

(遭難信号)

第三十七条 船舶は、遭難して救助を求めている場合に運輸省令で定める信号を行なわなければならぬ。

2 船舶は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外の目的で前項の規定による信号を行なふ場合は、これと誤認されるおそれのある信号を行つてはならない。

第五章 补則

(切迫した危険のある特殊な状況)

第三十八条 船舶は、この法律の規定を履行するに当たつては、運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況(船舶の性能に基づくもの)を含む。に十分に注意しなければならない。

2 船舶は、前項の切迫した危険のある特殊な状況にある場合においては、切迫した危険を避けるためにこの法律の規定によらないことができ

る。

12 第二十九条に規定する水先船は、第二項、第三項又は第七項の規定による信号を行う場合は、これらの信号のはか短音四回の汽笛信号を行なうことができる。

11 第二十九条に規定する水先船は、第二項、第三項又は第七項の規定による信号を行う場合は、これらの信号のはか短音四回の汽笛信号を行なうことができる。

12 押している動力船と押されている船舶とが結合して一体となつてゐる場合は、これらの船舶を一隻の動力船とみなしてこの章の規定を適用する。

(注意等を怠ることについての責任)

第三十九条 この法律の規定は、適切な航法で運航し、燈火若しくは形象物を表示し、若しくは

信号を行なうこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによつて生じた結果について

て、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(他の法令による航法等についてのこの法律の規定の適用等)

第四十条 第十六条、第十七条、第二十条(第四項を除く)、第三十四条(第四項から第六項までを除く)、第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、他の法令において定められた航法、

燈火又は形象物の表示、信号その他の運航に関する事項についても適用があるものとし、第十一

条の規定は、他の法令において定められた航法に関する事項について準用するものとする。

燈火又は形象物の表示、信号その他の運航に関する事項についても適用があるものとし、第十一

条の規定は、他の法令において定められた航法に関する事項について準用するものとする。

(この法律の規定の特例)

第四十一条 船舶の衝突予防に關し遵守すべき航法、燈火又は形象物の表示、信号その他の運航に関する事項であつて、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)又は海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十五号)の定めるものについては、これらの法律の定めるところによる。

2 政令で定める水域における水上航空機の衝突予防に關し遵守すべき航法、燈火又は形象物の表示、信号その他の運航に関する事項については、これらの法律の定めるところによる。

2 政令で定める水域における水上航空機の衝突予防に關し遵守すべき航法、燈火又は形象物の表示、信号その他の運航に関する事項については、これらの法律の定めるところによる。

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一條 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(分離通航方式に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に政府間海事協議機関が採択した分離通航方式(以下「既設分離通航方式」という。)は、改正後の海上衝突予防法(以下

「新法」という。)第十条第一項に規定する分離通航方式とみなす。

2 海上保安庁長官は、この法律の施行前におい

ても、既設分離通航方式について新法第十条第十三項の規定の例により告示することができ

運輸省令で特別を定めることができる。

4 条約の締約国である外國が特別事項について特別の規則を定めた場合において、國際規則第一条(e)又は(e)に規定する船舶であつて当該外國の国籍を有するものが当該特別の規則に従うときは、当該特別の規則に相当するこの法律又はこの法律に基づく命令の規定は、当該船舶について適用しない。

5 国際規則第一条(c)に規定する位置燈、信号燈若しくは音響信号装置の配置若しくは特性(次項において「特別事項」という。)については、

る。

(燈火の視認距離に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶が表示すべき燈火の視認距離については、新法第二十二条の規定にかかわらず、条約第四条1(a)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して四年を経過する日までは、なお従前の例による。

(港則法の一部改正)

第四条 港則法の一部を次のように改める。

第二十七条 港則法の一部を次のように改める。

第二十七条 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第号)第二十五条第二項本文及び第五

項本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規定による燈火を表示している場合を除き、同条第一項ただし書き及び第五

項ただし書きの規定にかかるらず、港内においては、これらの規定に規定する白色の携帯電

燈又は点火した白燈を周囲から最も見えやす

い場所に表示しなければならない。

2 港内にある長さ七メートル未満の船舶につ

いては、海上衝突予防法第二十七条第一項ただし書き及び第七項の規定は適用しない。

第三十条第一項中「第一条第三項第十二号」を「第三十二条第三項」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)

第五条 海上交通安全法の一部を次のように改める。

(海上交通安全法の一部改正止)

第二条第二項中第一号を第三号とし、第一号

を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をい

う。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「漁ろうに従事している船

舶」「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ海

上衝突予防法(昭和五十二年法律第号)

第三条第四項及び第十項並びに第三十二条第

一項に規定する当該用語の意義による。

第三条第一項中「第十七条第一項、第十八条

第一項、第十九条、第二十条第一項及び第二十

四条第一項」を「第九条第二項、第十二条第一

項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五

条第一項前段及び第十八条第一項(第四号に係

る部分に限る。)に改め、同条第一項中「第十八

条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十

四条第一項及び第二十六条」を「第九条第二項及

び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五

条第一項前段及び第十八条第一項(第四号に係

る部分に限る。)に改め、同条第一項中「第十八

条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十

四条第一項及び第二十六条」を「第九条第二項及

び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五

条第一項前段及び第十八条第一項(第四号に係

る部分に限る。)に改め、同条第一項中「第十八

条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十

四条第一項及び第二十六条」を「第九条第二項及

び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五

九条第四項前段の規定による汽笛信号を行うと

きは、この限りでない。」に改める。

第十二条第一項中「第十八条第一項、第十九

条、第二十条第一項、第二十四条第一項及び第

二十六条」を「第九条第二項及び第三項、第十三

条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並

びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る

部分に限る。)に改める。

第十四条第一項中「第十八条第一項、第二十

一条及び第二十六条」を「第九条第二項及び第

三号及び第四号に係る部分に限る。」に改める。

第十七条第一項中「第十九条、第二十条第一

項及び第二十六条」を「第九条第二項及び第三

号及び第二十六条」を「第九条第二項及び第三

号及び第四号に係る部分に限る。」に改める。

第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第

三号及び第四号に係る部分に限る。)に改める。

第六条の見出し中「追い越し」を「追越し」に改

め、同条第二項中「第十八条第一項、第十九条、

第二十条第一項、第二十四条第一項及び第二十

六条」を「第九条第二項及び第三項、第十三

条第二項第一項、第二十四条第一項及び第二十

六条」を「第九条第二項及び第三項、第十三

条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並

びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る

部分に限る。)に改める。

第十九条第一項中「第十七条第一項、第十九

条及び第二十条第一項」を「第九条第二項、第十

二条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条

項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項

(第三号及び第四号に係る部分に限る。)に改

め、同条第四項中「第十八条第一項、第十九

条、第二十条第一項、第二十四条第一項及び第二十

六条」を「第九条第二項及び第三項、第十三

条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並

びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る

部分に限る。)に改める。

第二十条第一項中「第二十五条第二項

航行し、又は停留している海上衝突予防法

第二十五条第二項本文及び第五項本文に規定

する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規

定による燈火を表示している場合を除き、

同条第二項ただし書き及び第五項ただし書きの規

定にかかるらず、これらの規定に規定する白

色の携帯電燈又は点火した白燈を周囲から最

も見えやすい場所に表示しなければならな

い。2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停泊し、又はびよう泊をしている長

第六節 監督(第四十四条・第四十五条)
第七節 雜則(第四十六条・第四十七条)
第四章 則則(第四十八条~第五十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、航空運送貨物に係る税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法(昭和二十九年法律第六号)、砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第四百四号)、石油ガストリ税法(昭和四十年法律第八百五十六号)、物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)、トランプ類税法(昭和三十二年法律第七百七十三号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)及び通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の特例を設けるとともに、電子情報処理組織により処理される航空貨物業務の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 電子情報処理組織 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき、第三章に規定する航空貨物通關情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税関及び通信事業者その他の航空貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 航空貨物業務 航空運送貨物に係る税関手続その他の政令で定める業務をいう。

三 関税等 関税及び輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第二条第一号(定義)は、当該納付書の送付時に当該納付書に係る

に規定する内国消費税をいう。

第二章 電子情報処理組織による税関手続(電子情報処理組織による申告又は処分の通知等)

第三条 税関長は、航空運送貨物に係る税関等の納付に関する申告その他の政令で定める手続(以下「申告等」という。)又は申告等に対する処分の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は

2 前項の規定により行われた申告等又は処分の通知は、前条第一号の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税關に到達し、又は税關から発せられたものとみなし、処分の通知にあつては、当該記録がされた後通常その届出に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

3 第一项の規定により行われた申告等又は処分の通知については、当該申告等又は処分の書面の提出又は送達により行うものとして規定した

4 大蔵大臣は、前条第一号の入出力装置を設置する税関を官報で告示するものとする。

(口座振替納付に係る納付書の送付等)
第五条 税關長は、前条第一項の規定により申告等を行わせた場合において、預金の払出しどとそ

の払い出した金錢による税關等の納付をその預金口座のある金融機関(第二条第一号の入出力装置が設置されている金融機関に限る。)に委託する。

第六条 航空貨物通關情報処理センターは、航空貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)
第七条 航空貨物通關情報処理センター(以下「センター」という。)は、法人とする。
(数)
第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(登記)
第九条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第十条 民法(明治十九年法律第八十九号第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。)

(登記人)
第十二条 センターは、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資

本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。
(持分の払戻し等の禁止)
第十三条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十四条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を規定する通關書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。)を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通關士に審査させなければならない。

(名称)

第十五条 センターは、その名称中に航空貨物通關情報処理センターという文字を用いなければならない。

(登記)

第十六条 センターは、その名称中に航空貨物通關情報処理センターといふ文字を用いてはならない。

2 センターでない者は、その名称中に航空貨物通關情報処理センターといふ文字を用いてはならない。

(登記)

第十七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

第十八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記)

第十九条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記)

第十四条 民法(明治十九年法律第八十九号第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。)

(登記)

第十五条 センターを設立するには、通關業、航空運送事業その他物資の國際的流通に関する専門的知識を有する者七人以上が発起人となるこ

(役員の職務及び権限)

とを必要とする。
2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(設立の認可の申請)

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第十七条 大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 2 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
- 3 職員、設備、業務の方針その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 4 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、航空貨物業務の迅速かつ的確な処理に資することが確実であると認められること。

(理事長又は監事となるべき者)

第十八条 大蔵大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時において、第二十四条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(役員の兼任禁止)

第二十三条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

(代表権の制限)

第二十九条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第三十条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の利害に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員の任期)

二十四条 理事長及び監事は、大蔵大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

二十五条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

二十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

二十七条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)

二十八条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の解任)

二十九条 センターの定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

二十一条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。
2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員)

二十二条 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

(うとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十条 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

二十一条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十二条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十三条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十四条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十五条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十六条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十七条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十八条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

二十九条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

(業務の範囲)

- ファイル等を作成し、及び保管すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務
- 2 センターは、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)
- 第三十五条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。
- 第五節 財務及び会計
- (事業年度)
- 第三十六条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。
- 第三十七条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (予算等の認可)
- 第三十八条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受ける。
- (財務諸表)
- 第三十九条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出する。出資者に対する書類の送付
- 第三十九条 センターは、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、

- 当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。
(利益及び損失の処理)
- 第四十条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。セントラルは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(借入金)
- 第四十一条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む)をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
- (給与及び退職手当の支給の基準)
- 第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (大蔵省令への委任)
- 第四十三条 この法律に規定するもののはか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
- 第六節 監督
- (監督)
- 第四十四条 センターは、大蔵大臣が監督する。
- 2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をることができない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (報告及び検査)
- 第四十五条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し

- その業務に關し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第七節 雜則
- (出資者原簿)
- 第四十六条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。
- 2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
又は出資者の持分の譲受けの年月日
- 三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)
- 3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。
- (解散)
- 第四十七条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。
- 2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
- 3 前二項に規定するものほか、センターの解散については、別に法律で定める。
- 第四章 罰則
- 2 センターは、前項の規定により罰金に処す。
- 第三十九条 第三十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- (出資者に対する書類の送付)
- 第四十九条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

- 規定期による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。
- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をしたセンターの役員は、五万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。
- 五 第十二条第二項の規定に違反した者は三万円以下の過料に処する。
- 附 則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 第二条 この法律の施行に際しては、航空貨物通関情報処理センターという文字を用いている者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- 第三条 センターの最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。
- 2 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅延なく」とする。
- (地方税法の一部改正)
- 第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十
六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二条の五第一項第六号中「海上災害防

止センター」の下に、「航空貨物通関情報処理センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の

次に次のように加える。

航空貨物運

関情報処理センタ

ー

五十二年法律第

号

航空運送貨物の税関手続の

特例等に関する法律(昭和

五十二年法律第

号)

航空貨物通

関情報処理センタ

ー

五十二年法律第

号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中公害健康被害補償協会

の項の次に次のように加える。

航空運送貨物の税関手続の

特例等に関する法律(昭和

五十二年法律第

号)

(大蔵省設置法の一部改正)

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 航空貨物通関情報処理センター

を監督すること。

第九条の二中第七号を第八号とし、第六号を

第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 航空貨物通関情報処理センターを監督す

ること。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法

律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

す。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、野々山一三委員より、自由

民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共

り、それぞれ反対、自由民主党を代表して三治重信委員よ

り、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、野々山一三委員より、自由

民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共

り、それぞれ反対、自由民主党を代表して三治重信委員よ

り、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

ます。

本年度予算の国債費は二兆三千億円に上り、去る三月発表の中期財政収支見通しによると、昭和五十五年度末には国債残高は五十五兆円、国債費は歳出の一〇%を超えて、国債収入の何と七〇%に相当するという深刻な事態を招くのであります。

まさに国債償還のための国債発行という財政破綻の様相を呈し、財政硬直化の最大要因となることは必至であります。したがって、償還財源の適切な確保と償還計画の確立こそ緊要であります。政府にその具体策がないのであります。

次に、このような国債に抱かれた財政を前提にいかなる財政運営を行ふかということについて、その政策的展望を持ち得ていないことであります。

それは金融政策とも関連することですが、国债、地方債及び政府保証債などを含めた公共債六兆円の発行は、預金増加額の四分の一を公的資金として吸収することになり、資金の流れを変えたび、資金の流れを民間企業中心に置いたのであります。しかし、現在の経済状況では、民間の資金需要は低迷し、勢い公共資金の比重は高く、その影響は大きいのであります。資金の流れ全体を転換し、活用しようとの意思が政府に乏しく、一たび民間の資金需要が高まれば、信用創造による通貨の増発によってインフレの危機を助長することになるのであります。今日の経済運営の基本はインフレ抑制、通貨価値の安定にあることは論を要しませんが、その対策として通貨の供給量コントロールが重視されなければなりませんが、政府の配慮は十分とは言えません。

第三に、国債の消化についてであります。

わが国の市中消化とは名ばかりで、政府・日銀の国債保有割合がその半数以上を占めている事實にその姿が象徴されておりません。最近、国債の個人消化率が一〇%を超えたとはいえ、本来の姿とはな

おほど遠い状態であります。国民の協力を得る國債発行ということを考えれば、金融資産として魅

力ある国债、かつその国債価値が保証されるといふことが肝要であります。そのためには、まず何よりもインフレによる目減りを防止しなければなりません。しかし、政府は依然として金融機関への割り当てによる御用金調達とか考えていな

いとも思われ、インフレ抑制への決意を疑うものであります。

第四に、赤字財政打開のための抜本的対策であります。

利子・配当、土地税など資産所得者優遇の各種租税特別措置の改廃が今日最も期待されるのであります。今次税制改正案で利子・配当課税の強化を来年一月から実施するなどに見られるよう

に、きわめて不十分であります。多くの国民は、利子・配当を目当てて預貯金しているのではあります。その動機は、生活不安に対する自衛手段であり、不測の事態、子弟の教育費、老後の不安緩和などを考慮してのことです。したがつて、預貯金利息に対し減価防止を期待するというのが実情であります。利子・配当課税の強化を促進し、高額所得者、資産所得者から低所得者層へ

の所得再配分を実行することが税制に課せられた機能であります。不公平な税負担を温存したままでの公債依存政策は国民の容認するところではな

どが、それが何よりも重要な問題であります。そこで、預貯金利息に対し減価防止を期待するというのが実情であります。利子・配当課税の強化を促進し、高額所得者、資産所得者から低所得者層へ

の所得再配分を実行することが税制に課せられた機能であります。不公平な税負担を温存したままでの公債依存政策は国民の容認するところではな

どが、それが何よりも重要な問題であります。そこで、預貯金利息に対し減価防止を期待するというのが実情であります。利子・配当課税の強化を促進し、高額所得者、資産所得者から低所得者層へ

の所得再配分を実行することが税制に課せられた機能であります。不公平な税負担を温存したままでの公債依存政策は国民の容認するところではな

どが、それが何よりも重要な問題であります。そこで、預貯金利息に対し減価防止を期待するというのが実情であります。利子・配当課税の強化を促進し、高額所得者、資産所得者から低所得者層へ

福社の充実は経済成長のいかんを問わず実現すべきものであり、インフレは弱いものから強いものへの富の大移転であり、また、最も不公平な間接増税とも考えられ、容認すべきではありません。

したがって、増税政策を採用するに当たつて、だれにどれだけ負担させるかが課題となるのであります。その原則は、あくまでも扣税能力に応じて負担を求めるという応能負担の原則を貫かねばなりません。すなわち、高額所得者、資産所得者と大企業、大法人を対象とするのは当然のことでありましょう。

政府はわが国の租税負担率の低さをしばしば強調するのですが、単に租税負担率を云々するだけでなく、個人の租税負担率、社会保険負担率及び個人財産率をトータルとして比較すれば、決して低いものではありません。わが国の社会保障の立ちおくれから来る不安に対し各個人が預貯金を余儀なくされる防衛的性格のものもあります。

したがって、公債脱却のための個人所得税の負担増加を大衆課税に求めるが、そこには、社会福祉の後退と相まって、二重負担を課徴されることになります。

余儀なくされる防衛的性格のものもあります。したがって、公債脱却のための個人所得税の負担増加を大衆課税に求めるが、そこには、社会福祉の後退と相まって、二重負担を課徴されることになります。

○議長(河野謙三君) 次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案の採決をいたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議 長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議 員 太田 淳夫君
下村 泰君
青島 幸男君
柄谷 道一君
塩出 啓典君
阿部 壽一君
安孫子藤吉君
三木 忠雄君
和田 春生君
内田 善利君
鈴木 一弘君
田淵 哲也君
二宮 文造君
多田 省吾君
後藤 正夫君

矢原 秀男君
桑名 義治君
市川 房枝君
長谷川 信君
峯山 曜範君
三治 重信君
藤原 房雄君
上林 繁次郎君
平井 卓志君
木戸 則夫君
山田 徹一君
宮崎 正雄君
白木 義一郎君
向井 長年君
高橋 雄之助君

○議長(河野謙三君) 次に、国際開発協会への加

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 準半数と認めます。よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案の採決をいたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議 長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議 員 太田 淳夫君
下村 泰君
青島 幸男君
柄谷 道一君
塩出 啓典君
阿部 壽一君
安孫子藤吉君
三木 忠雄君
和田 春生君
内田 善利君
鈴木 一弘君
田淵 哲也君
二宮 文造君
多田 省吾君
後藤 正夫君

矢原 秀男君
桑名 義治君
市川 房枝君
長谷川 信君
峯山 曜範君
三治 重信君
藤原 房雄君
上林 繁次郎君
平井 卓志君
木戸 則夫君
山田 徹一君
宮崎 正雄君
白木 義一郎君
向井 長年君
高橋 雄之助君

○議長(河野謙三君) 次に、国際開発協会への加

國鉄壩嶺トンネル掘削とともにならう異常出水に關する質問主意書(近藤忠孝君提出)		同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
同日内閣総理大臣から議長宛、去る十六日付をもつて経済企画庁長官官房参事官岡島和男君は同調整局審議官に、経済企画庁長官官房参事官柳井昭司君は同物価局審議官に、経済企画庁長官官房参考官水田治雄君は同物価局審議官にそれぞれ任命されたので、いずれもその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。		同日議長において、常任委員の辞任を許可した。	
一昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		地方行政委員	
外務委員		片山 正英君	吉田 実君
大蔵委員		野坂 參三君	太田 淳夫君
同 文教委員		竹田 四郎君	井上 吉夫君
同 同		渡辺 武君	野口 忠夫君
社会労働委員		小林 国司君	志苦 裕君
同 同		内田 善利君	寺田 熊雄君
同 同		柄谷 道一君	安永 英雄君
同 同		柏原 ヤス君	橋本 敦君
農林水産委員		工藤 良平君	木内 四郎君
同 予算委員		塙田 大願君	岩勤 道行君
同 運輸委員		志村 愛子君	松垣徳太郎君
同 内田 善利君		中沢伊登子君	柳田桃太郎君
同 横田 広君		岡田 良平君	村田 秀三君
同 横田 四郎君		佐藤 信二君	矢追 秀彦君
同 佐藤 信二君		山内 一郎君	近藤 忠孝君
同 同		秋山 長造君	小林 国司君
同 戸叶 武君		柳井 昭司君	高橋 誉富君
同 水田 治雄君		内田 善利君	柄谷 道一君
同 佐々木 漢君		佐々木 漢君	今泉 正二君
同 中沢伊登子君		小平 芳平君	中沢伊登子君
同 岩上 妙子君		小平 芳平君	岩上 妙子君
同 梶木 又三君		梶木 又三君	

昭和五十二年五月二十五日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日内閣から左の答弁書を受領した。
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件	同日委員長から左の報告書が提出された。
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
水道法の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
農業者年金基金法の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
海上衝突予防法案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律	同日内閣から左の答弁書を受領した。

の一部を改正する法律案可決報告書	同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員矢原秀男君提出組織物業及びその関連業種に関する質問に対する答弁書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
水道法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
農業者年金基金法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
海上衝突予防法案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律	同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

(五月二十七日任期満了による再任)	(五月二十七日任期満了による再任)
記	記
竹下 精紀	竹下 精紀
内藤 良平	内藤 良平
近藤 忠孝	近藤 忠孝

厚生省の認めた基準看護を実施する医療機関における頸髄損傷等重症な労働災害被災者の付添看護に関する質問主意書	同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十六年の国際労働機関第六十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。
同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十一年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十二年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和五十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十一年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十二年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十六年の国際労働機関第六十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。	昭和五十一年十二月十九日、三重県津市片田志袋町地内、津市瀬戸地補砂工事に従事していた榎幹雄氏はコンベア移動作業中に受傷し、第五類椎脱臼、頸髄損傷を発症し、労働災害認定をうけ、現在、四肢完全麻痺、膀胱直腸障害のため、津市西丸の内、医療法人永井病院(基準看護第一類)に入院、治療中である。患者は看護婦を呼ぶにもイントーホーンのブザーさえ押すことが出来ず、主治医診断書においても、たゞ付添看護を必要と

する状態である。ところが、基準看護を実施している病院でも頸髄損傷のよう、たえず付添看護を要する重症患者は、看護婦以外の付添人なしには完全に看護することができないのが現状である。

患者の場合も、家族は妻と小学校低学年の児童三人と老令で病身の母親であり、四六時中付添うこと非常に困難なため、家政婦に依頼せざるをえない状況である。従つて、九万円程度の休業補償はその大半を付添料として支払わねばならず、著しい生活苦に陥り入れられている。

患者は津労働基準監督署に付添看護料を請求したが、入院先が厚生省の認めた基準看護を実施する病院であるので特別に看護料を認める訳はないといつ月五日不支給の決定を下されている。

労働災害患者が企業の安全衛生不備による事故のため自己の労働能力を奪われたばかりでなく、その家族全員の生活さえ奪われている事態は放置できない問題であるので、私は労働災害被災者の付添看護に関し以下質問する。

一 本例の如き頸髄損傷のよろな労働災害による重症患者で四肢麻痺の場合、基準看護を実施している医療機関であつても、例えば基準看護第一類の場合、四人の患者に一人の看護婦の割合であり、完全看護は極めて困難であると考えるが如何か。

二 従つて、完全看護を要する患者の場合、殆んどが患者の親族や患者側の負担による家政婦によつて付添看護がなされているという実態については把握されているか。

三 労働災害保険法は労働災害、職業病の企業責任を代行しているものであり、被災労働者の医療費

療に対する補償と被災労働者及びその家族に対する生活補償を目的とする制度である。従つて、本例の如く付添看護料が患者個人の負担となつてゐる不當な事例に対しても、医療機関側の看護の実情からみて、企業及び保険者側の責任において解決すべきであると考えるが如何か。

四 労働災害患者に対しては、基準看護を実施している医療機関であつても付添看護を認める特別看護の制度があるが、その適用は重篤な患者や長期治療を要する患者が當時十人以上入院している場合に限られているが十人以上に限つた根拠は何か。

五 重篤患者等の常時入院患者数が少ない医療機関ほど一般的にはその規模も小さく、重篤患者等に対する完全看護も難しいと考えられる。従つて本例の如く重篤患者等の常時入院患者が四、五名という規模の病院に入院した患者は特別看護の適用もなく、付添看護に要する費用が本人負担とされているという不平等な結果をまねいているので、不平等を是正するため特別看護の適用についての重篤患者等の入院患者数の基準を引下げるべきであると考えるが如何か。

六 基準看護を実施している医療機関が必要な看護を独自に実施できるようにするためには、基準看護料の大額な引上げ、看護婦など医療従事者の増員などが求められているがこれらについての対策を示されたい。

参議院議長 河野 謙三殿
参議院議員近藤忠孝君提出厚生省の認めた基準看護を実施する医療機関における頸髄損傷等重症な労働災害被災者の付添看護に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出厚生省の認めた基準看護を実施する医療機関における頸髄損傷等重症な労働災害被災者の付添看護に關する質問に對する答弁書

一について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」といふ。）における看護の給付の取扱いについては、基準看護の承認を受けているところである。

健康保険における取扱いに準じていて、健保における基準看護の承認を受けているところである。

労災保険の看護料の算定基準は、健康保険の看護料の算定基準に準じて取り扱つていて、ろであり、今後ともその動向をみて所要の措置を講じてまいりたい。

外の看護担当者による特別看護を認め、所要の看護料を支給しているところである。

四及び五について

基準看護病院は、患者の病状に応じ一切の看護を行うものであることが建前となつていて、しかしながら、労災保険に係るせき損傷、頭部外傷等のように特に看護の必要度の高い傷病労働者を多数収容する基準看護病院については、全体的に看護体制の低下を招くおそれがあるところから、これを補うために一定の基準を設けて特別看護を認めてきたところであり、一定の基準に満たない場合にまでこの制度を拡大することは考えていない。

六について

労災保険の看護料の算定基準は、健康保険の看護料の算定基準に準じて取り扱つていて、ろであり、今後ともその動向をみて所要の措置を講じてまいりたい。

七について

労災保険の看護料の算定基準は、健康保険の看護料の算定基準に準じて取り扱つていて、ろであり、今後ともその動向をみて所要の措置を講じてまいりたい。

五月二十四日議長において、左のとおり議席を指定した。

一一 長谷川 信君

【参照】

五月二十四日議長において、左のとおり議席を指定した。

一一 長谷川 信君

昭和五十一年五月二十五日 參議院會議錄第十五号

五四二

明治
十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部一一〇円

発行所

東京都港区赤坂四丁目二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四一(六代)